

山梨県環境影響評価等技術審議会議事録概要

日時：令和7年1月23日（木）10：00～15：30

場所：山梨県庁防災新館401会議室

会議出席者

<出席委員>

坂本委員、石井委員、岩田委員、北原委員、後藤委員、小林（富）委員、
小林（拓）委員、佐藤委員、高木委員、田中委員、箕浦委員、湯本委員

<事業者>

甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合 依田総務課長、小宮山氏
山梨県市町村総合事務組合 金田室長、樋口主事
笛吹市 山本主幹、溝口副主幹
神鋼環境メンテナンス株式会社 和智総括責任者、森操業運転管理室員
公益財団法人山梨県環境整備事業団 新津事務局長、浅川係長
株式会社エイト日本技術開発 大谷グループマネージャー、加藤所長

<事務局>

山梨県 環境・エネルギー部 大気水質保全課
野中課長、齋藤総括課長補佐、樋川課長補佐、谷内主査

1 開 会

2 議 事

議題 1) 会長の選任等について

議題 2) 「甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び
(仮称)地域振興施設整備事業に係る完了報告書」について

3 その他

4 閉 会

(配布資料)

次第・座席表

山梨県環境影響評価等技術審議会委員名簿

資料1 事業概要と完了報告書手続について

事業者説明資料1 事業計画の概要

事業者説明資料2 環境影響評価の経緯・完了報告書の概要

事業者説明資料3 環境保全措置・環境配慮事項の実施状況及び再検討の有無

1 開会

(司会 齋藤総括課長補佐)

定刻となりましたので、ただ今から、山梨県環境影響評価等技術審議会を開催いたします。

委員の皆様には、御多忙中のところ、御出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

私は、本日の進行を務めます、山梨県大気水質保全課 総括課長補佐の齋藤です。よろしくお願いいたします。

いつもですと、ここで大気水質保全課 課長から御挨拶を申し上げますのですが、公務で少し遅れて参る予定になっております。御了承いただきたいと思っております。

それでは、審議会の開催の可否について御報告いたします。本日の出席状況については、15名の委員のうち、今のところ会場に6名、Web参加で4名、計10名の出席をいただいております。2分の1以上の出席が得られましたので、条例の規定に基づき、本審議会が成立していることを御報告いたします。なお、北原委員と高木委員におきましては、午後から御出席と伺っております。

ここで、配布資料の確認を行います。事前に郵送にてお送りさせていただいておりますが、次第・席次表、委員名簿、「資料1 事業概要と完了報告書手続について」、「事業者説明資料1 事業計画の概要」、「事業者説明資料2 環境影響評価の経緯・完了報告書の概要」、「事業者説明資料3 環境保全措置・環境配慮事項の実施状況及び再検討の有無」です。資料に不足があれば事務局までお申し出ください。よろしいですか。

傍聴人の方につきましては、受付時に配布した傍聴券に記載の「傍聴の心得」を御覧いただき、心得に沿って傍聴願います。委員及び事業者の皆様におかれましては、公開部分の審議については、傍聴人による撮影や録音が行われておりますので、御承知お願います。なお、事務局でも審議会の記録のために、審議の途中で写真を撮影する場合があります。

次に、今回の会議は、対面とWebによる参加を併用して開催いたします。議事録作成のため、会議内容については、録音をさせていただきます。恐れ入りますが、御発言の際は必ずマイクを使用して、大きな声をお願いします。また、御発言の都度、お名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。加えて、長時間の会議になることが予想されますので、端的な質疑応答をお願いします。

本審議会については、昨年12月14日に委員の任期満了となり、

新たな任期になって初めての審議会ではありますが、委員の変更はありませんので、委員の皆様の御紹介は省略させていただきます。

2 議事

議題 1) 会長の選任等について

それでは、これより次第に従いまして、議事に入らせていただきます。本審議会の議長は、条例第47条第10項の規定により会長が当たることとなっているため、会長を選任する必要があります。会長が選任されるまでの間、事務局が進行を執り行いますので、御了承ください。

会長の選任につきましては、条例第47条第7項の規定により、委員の互選となっております。どなたか御提案はありますでしょうか。

湯本委員、お願いします。

(湯本委員)

事務局案がございましたら、よろしく願いいたします。

(司会 齋藤総括課長補佐)

ただ今、事務局の案という御提案がありました。委員の皆様、よろしいでしょうか。

それでは、事務局から提案をお願いします。

(事務局 樋川課長補佐)

大気水質保全課 課長補佐の樋川です。事務局といたしましては、これまでも会長をお願いしております坂本委員に引き続き会長の職をお願いしたいと考えております。

(司会 齋藤総括課長補佐)

ただ今、事務局より「坂本委員に会長の職をお願いしたい」との提案がありました。いかがでしょうか。よろしければ拍手をもって御賛同をお願いします。

ありがとうございます。御賛同いただけましたので、坂本委員には会長の職をお願いいたします。坂本会長は会長席に移動をお願いします。

それでは、初めに坂本会長から御挨拶をいただきたいと思っております。

(坂本会長)

皆様に選んでいただきまして、引き続き会長を務めさせていただきます。このところ、会議の回数が多くて大変だと思っておりますが、よろしく御協力をお願いします。それから、私も最初わからなかったのですが、本日は16時までを予定しております。午後だけの参加の方もいらっしゃいますので、その辺を加味して審議する順番等を変えていくかもしれません。それでは、よろしくをお願いします。

(司会 齋藤総括課長補佐)

ありがとうございました。

続きまして、会長の職務代理者の選任を行います。職務代理者につきましては、条例第47条第9項の規定により、あらかじめ会長が指名する委員が当たることとなっています。

坂本会長、職務代理者の指名をお願いいたします。

(坂本会長)

石井委員に引き続きお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

(司会 齋藤総括課長補佐)

ただ今、坂本会長から石井委員を会長の職務代理者として指名がございました。石井委員には職務代理者の職をお願いいたします。

恐れ入ります。大気水質保全課長が参りましたので、一言御挨拶を申し上げます。

(事務局 野中課長)

大気水質保全課長の野中です。今日は朝から別件の打ち合わせがありまして、遅れて申し訳ございませんでした。

本日、御審議いただくのは、すでに供用しております「甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場及び(仮称)地域振興施設の整備事業」でございます。

委員の皆様には、令和5年12月に、現地視察もしていただいているところでございます。

私事ですが、この施設に関しては、準備書手続に入る前の平成20年、21年と環境整備事業団に派遣されておりまして、今は亡き中村先生を連れてミゾゴイの巣を藪の中探しに行ったというのが懐かしい思い出でございます。

本案件につきましては、今後、知事意見を出すこととなりますので、

委員の皆様には、幅広い視点から活発な御意見をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(司会 齋藤総括課長補佐)

それでは、条例第47条第10項に基づき、改めて坂本会長に議長としての議事の進行をお願いしたいと思います。

坂本会長よろしくお願ひいたします。

議題 2) 「甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び(仮称)地域振興施設整備事業に係る完了報告書」について

(坂本会長)

それでは、議事を進行させていただきます。

案件の審査に入る前に、本審議会の運営方針について、改めて確認をお願いします。

本審議会については、平成17年7月8日の技術審議会において御議論いただきましたとおり、制度の趣旨である『公平性・透明性』を確保するため、審議そのものについても広く公開する中で行うことが必要であることから、動植物の希少種や、個人情報に係る部分を除いて公開とする。それから、発言者名を含む議事録を公開とするということでお願ひいたしております。

それから、『希少動植物保護の観点』から、一部の審議については非公開で行います。非公開の内容に関する審議の際は、一般の傍聴人及び報道関係者の方には、本会場から一旦退出をお願いいたします。

以上、御協力をお願いします。

本日の議題は、「甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び(仮称)地域振興施設整備事業に係る完了報告書」に関するものです。まず、事業者から説明をいただいた後、質疑応答・意見交換を行います。

一応、終了時刻は16時を予定しておりますが、中間報告書手続きから時間が空いており、事業者には丁寧な説明をお願いしております。質疑応答の状況により、終了時間が延びる可能性がありますので、あらかじめ御承知ください。

それから、午後だけ参加される委員が2名おりますので、その委員の専門分野に関する内容は、できるだけ午後に回せるようにしていきたいと思っております。具体的には、昆虫と騒音に関する内容です。事業者

の説明についても、そうしていただきたいと思っています。

それでは、本日の議題に入ります。初めに、事務局から資料1に基づき説明をお願いします。

(事務局 樋川課長補佐)

大気水質保全課 課長補佐の樋川でございます。「資料1 事業概要と完了報告書手続について」という資料を御覧ください。資料に基づき御説明させていただきます。

「1 事業者名等」について、事前に送付させていただいた資料で、事業名称と事業者名が逆となっております。申し訳ありませんでした。事業名称は「甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び（仮称）地域振興施設整備事業」です。3つの複合的な施設の整備事業となります。事業者がそれぞれ、ごみの焼却・リサイクル施設である甲府・峡東ごみ処理施設が「甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合」、廃棄物最終処分場が「山梨県市町村総合事務組合」、そして地域振興施設である温泉の整備が「笛吹市」となります。ごみ焼却施設の処理能力は、1日当たり369tとなっており、環境影響評価条例の規模要件である1時間当たり8t以上、つまり24倍すると1日当たり192tを上回るため、条例の第二分類事業に該当します。

「2 完了報告書手続」について、事業者が工事中や完了後に実施した環境保全対策や環境調査等の結果について取りまとめ、県民等や知事などから意見を聞くことで、以後の事業に反映させることを目的とした手続きとなります。

「3 完了報告書手続の流れ」について、他の手続きと同様ですが、まず事業者が完了報告書を公表して、住民等から意見を聞き、住民等からの意見概要と、当該意見に対する事業者の見解が示された書面が知事及び市長に送付されます。その意見概要が提出された場合、知事は、技術審議会や市長などの意見を聞いた上で、意見概要が提出されてから90日以内に事業者に知事意見を述べることとなります。

裏面を御覧ください。「4 本件に係るスケジュール」について、平成19年度から24年度にかけて、事業着手前の環境影響評価が行われました。整備事業については、平成24年度に開始し、平成28から29年度にかけて、中間報告書手続が1回行われ、平成30年度に整備は完了しております。また、昨年度には、現地視察を行わせていただきましたが、供用後概ね5年間の事後調査が行われましたので、完了報告書の完成が本年度となっております。完了報告書については、12月1日に

公告・縦覧が開始されましたが、県民意見の概要等は、本日時点ではまだ県が提出されていないため、現時点では、知事意見の提出期限も決まっておられません。

「5 今後の進め方」について、本日はこれから事業者より完了報告書について説明がありますので、それを踏まえて、御審議いただきたいと思えます。本日の会議が終わりましたら、事務局が審議会で出された意見を整理し、現時点では本件に係る2回目の審議会までに、本日の審議会で出された意見や、県民の意見などを集約した知事意見の素案を作成させていただき、その素案について御審議いただければと考えているところです。そして、繰り返しとなりますが、現時点では知事意見の送付期限は決まっていますが、事業者から意見概要が提出されてから90日にあたる日までに、事業者に対して知事意見を述べることとなります。

以上で資料1の説明を終わります。

(坂本会長)

ありがとうございました。ただいま事務局から、事業概要及び完了報告書手続について説明がありました。ここまで質問ありますか。

よろしければ、事業者から、事業者説明資料1に基づき、事業計画の概要に関する説明を15分程度でお願いいたします。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

株式会社エイト日本技術開発の大谷と申します。

この環境影響評価の完了報告書に関して、事後調査や報告書の取りまとめ等をさせていただいたコンサルタントです。

「事業者説明資料1 事業計画の概要」の冒頭部分を御説明させていただきます。完了報告書の第2章に関する内容となっております。

3ページを御覧ください。今回の施設の概要ですけれども、先ほど事務局からも説明がありましたが、山梨県環境影響評価条例の手続きの対象施設は、廃棄物焼却施設となります。ただ、こうしたごみ処理施設に隣接して、廃棄物最終処分場がほぼ同時期に整備されるということ、それから地域振興施設が整備されるということで、この3事業を一体的に環境影響評価手続きするということが、方法書段階から進められてきた事業となっております。

左上の図を御覧ください。こちらが補正評価書の施設配置計画でございましたが、その後様々な状況の中で、最終処分場の規模が縮小され、

下流側に集約したような開発になっております。ごみ処理施設が北側、その南側に最終処分場、西側に地域振興施設として温浴施設の「寺尾の湯」が整備され、供用中です。

4ページを御覧ください。補正評価書のコンピュータグラフィックによる施設の予想図が左上、実際に整備された施設が右下の写真です。こちらが焼却施設になっておりまして、その奥側に最終処分場、右側に地域振興施設を整備しております。環境影響評価当時、複数案の検討を行っており、煙突位置については、建物の北側か南側に設置する案で検討しておりました。最終的には、南側の案になっております。これは北側には寺尾地区の集落があるため、そこから距離が離れた場所に整備された形になります。

5ページを御覧ください。4ページの反対側から見たイメージ図です。左上の図が、補正評価書に掲載していた将来の予測図ですが、最終処分場の開発面積が大分縮小されておりますけれども、ほぼ同様の形・配置で、最終的に整備されております。

個別の事業については、各事業者から御説明をさせていただきます。

(事業者 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合 依田総務課長)

甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合の依田と申します。

甲府・峡東地域ごみ処理施設の概要について御説明します。資料は、6ページから10ページです。

6ページを御覧ください。運営形態等につきましては、設計・建設及び運営・維持管理を民間事業者が受託する、いわゆるDBO方式を採用いたしました。なお、運営形態につきましては、民間協定において特別目的会社を設置し、運営期間は20年です。また、これまでのスケジュールは資料に記載のとおりで、平成29年4月に供用開始いたしました。

続きまして、7ページを御覧ください。配置計画です。東側に焼却溶融施設、中央にリサイクル施設、西側に芝生の緑地という配置でして、敷地総面積は約5万3000m²です。

続きまして、8ページを御覧ください。ごみ処理のフローですが、ごみが搬入され分別、中間処理、資源化、最終処分という流れです。なお、中間処理のところの「①焼却施設+灰溶融施設または」という部分が見え消しになっておりますが、こちらにつきましては、当初、①と②の2方式を視野に入れて計画を進めていたところですが、その後の事業者計選定等の過程におきまして、最終的にガス化溶融施設に決まったということです。

続きまして、9ページを御覧ください。施設規模等ですが、溶融施設につきましては、123tの炉が3つ、計369tの規模でありまして、最大発電電力約8,050kWの熱回収による発電を行っております。また、リサイクル施設につきましては、破碎設備・選別設備・保管設備はそれぞれ36t・31t・22tの規模です。

最後に、10ページを御覧ください。煙突排ガス濃度の基準値です。こちらにつきましては、ごみ処理施設の排ガス濃度等は、国が定める法規制値よりも厳しい自主基準値を設定しておりまして、表の通り法規制値より厳しい自主基準値であることが御確認いただけたと思います。

ごみ処理施設の概要につきましては、以上でございます。

(事業者 山梨県市町村総合事務組合 金田室長)

山梨県市町村総合事務組合 最終処分場対策室の金田と申します。

廃棄物最終処分場について御説明申し上げます。

11ページを御覧ください。一般廃棄物最終処分場の概要について御説明します。こちらは笛吹市境川町にございまして、通称『甲斐の国エコパーク』という名称があり、県内全市町村の一般廃棄物を対象とした最終処分場として整備しました。最終処分場の整備を検討し始めた平成20年当時は、山梨県内で年間約32万8000tの一般廃棄物が発生し、このうち約2万9000tが埋立処分されていまして。しかし、当時は一般廃棄物を埋め立てることができる最終処分場が県内に存在しなかったため、そのすべてを県外の最終処分場で処分していました。このため、将来的にも安定して最終処理ができるよう管理型最終処分場として整備いたしました。

12ページを御覧ください。当処分場の施設規模について御説明します。主に埋立処分場、浸出水処理施設、防災調整池の3施設で構成されております。敷地面積は約12haで、そのうち埋立面積は約3ha、埋立容量は最大約30万 m^3 となっております。平成30年12月から廃棄物の受け入れを開始しており、受入開始日から20年間で約36万7000tの廃棄物を埋立処理する計画で運営しております。現在まで、概ね計画通り埋め立てが行われております。

13ページを御覧ください。埋立方式について御説明します。処分場の構造上、埋め立てた廃棄物に雨水が浸透することで、汚水が浸出てきますが、この浸出水に対しては、埋立範囲に遮水工を施しており、地下浸透を防止しております。遮水工の下には、万一、遮水工等が破損した場合の漏水に備えた漏水検知システムも設置しております。また、廃

棄物の早期安定化を図るため、廃棄物と覆土を重ねて埋め立てるサンドイッチ方式を採用するとともに、廃棄物の飛散防止等を図るため、即日覆土によるセル方式を併用しております。

14ページを御覧ください。水処理方式について御説明します。処分場の埋立地から発生した浸出水は、最終処分場整備を計画した際に設定した基準値に適合するように、水処理を行った上で公共下水道に放流しています。よって、放流水の水質は、下水道の排除基準を満たす水質となっております。また、処分場整備において、造成工事が行われた際の雨水等の地下浸透機能が低下した点がございいますので、保水・遊水機能を補うため、下流側に防災調整池を整備しており、埋立地周辺の雨水は一旦防災調整池で貯留して、流量調整した後に河川に放流しております。簡単ではございますが、最終処分場の概要説明は以上となります。

(事業者 笛吹市役所環境推進課 山本主幹)

笛吹市役所 環境推進課の山本と申します。

地域振興施設の概要を説明させていただきます。

15ページを御覧ください。地域振興施設の概要について御説明します。主に交流及び温泉施設ということで、通称「寺尾の湯」が建築されております。地域振興施設の基本コンセプトとしましては、「1 環境との共生」、「2 エコに配慮した計画」、「3 憩いの場」となります。

続きまして、16ページを御覧ください。地域振興施設の施設規模等です。地域振興施設の規模は、表の通りです。敷地面積が約7ha、交流及び温泉施設建築面積が約0.1ha、多目的広場の面積が約0.9ha、交流及び温泉施設・多目的広場面積が約1.6ha、建築物構造については鉄筋コンクリート・鉄骨造で平屋建てとなります。熱源設備については電気式のヒートポンプを使用しております。施設排水については、公共下水道に、浴槽排水、生活排水等を放流しております。

以上となります。

(事業者 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合 依田総務課長)

17ページを御覧ください。3施設の運営概要を一括で御説明します。

まず、ごみ処理施設につきましては、甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市の構成4市の市民が集積所に排出するいわゆる行政回収による収集ごみ、また構成市から収集運搬の許可を受けている業者の搬入による許可業者ごみ、さらには構成4市の市民などがセンターに直接持ち込む直接搬入につきましては、祝日の扱いが若干異なりますけれども、土曜日

を含む平日に受け入れを行っております。

次に、最終処分場につきましては、土曜日を除く平日に受け入れを行っております。

最後に、地域振興施設につきましては、推定年間利用者数を約6万人としており、年間営業日は約300日、午前10時から午後9時までの稼働でございます。

以上で事業計画の概要について、説明を終わります。

(坂本会長)

ありがとうございました。

この案件については、今説明がありましたように、補正評価書の後に変更があり、若干違うところがある、ということが主な内容だと思います。

まず、私から確認ですが、どの部分を減らして、どの量がどれくらい減った、みたいなことをもう1回整理して説明してください。

まず、埋立量が減ったということはあるのでしょうか。

(事業者 山梨県市町村総合事務組合 金田室長)

大幅に変更があった構造面で申しますと、最終処分場になります。当初は、産業廃棄物と一般廃棄物の最終処分場を計画しておりましたが、社会情勢等に鑑みて、一般廃棄物のみの最終処分場として整理し直しました。埋立容量からすると、概ね半分程度となりましたので、冒頭で「当初の図から現在の姿というものが南側に寄っています。」という説明をさせていただきましたとおり、埋立地が小さくなっております。

(坂本会長)

ありがとうございました。

8ページのごみ処理フローを見ると、中間処理したものを埋め立てるわけですが、ガス化溶融施設からの飛灰のみ埋め立てるということ、それから一般廃棄物だけ埋め立てるから量も減っているということで規模を縮小した、と理解してよろしいでしょうか。

(事業者 山梨県市町村総合事務組合 金田室長)

最終処分場の向かいにある甲府・峡東クリーンセンターも含めた県内の焼却処理された焼却灰・飛灰・不燃性残渣、これらが対象となっております。いずれも一般廃棄物由来のものになっております。

(坂本会長)

わかりました。不燃ごみ以下は全てリサイクル施設で中間処理し、処理困難物等は委託処理ということですね。

一番大きい変更は、最終処分場の変更ということによろしいでしょうか。説明としては、施設が小さくなったから、影響範囲や影響の大きさも小さくなるということだと思います。その他に大きな変更はございませんか。地域振興施設の規模等は変わらないということによろしいですね。

それではまず、資料1について御意見・御質問はありますか。

田中委員、お願いします。

(田中委員)

御説明ありがとうございました。会長の質問に関係しますが、資料3ページについて、今回は完了報告書手続ですから、当初計画と実際に行ったもので、どこが・どのように変わったのかを比較した表を示していただきたいと思います。

ただ、本日は時間がないので、口頭で構いませんが、3つの施設の合計の土地改変面積が何haから何haに変更になったのか教えてください。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

少々お待ちください。

(田中委員)

すぐにお答えできなければ後でも構いません。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

具体的な数字はまた後で御報告したいと思いますが、概要だけ簡単に御説明させていただきます。

環境影響評価当時も、確定ではありませんでしたが、このように規模を縮小する可能性が選択肢としてあるという状況でございました。補正評価書時点では、左上の図のように埋立地になるケースと、右下の図に近いような半分ぐらいに面積が減ったケースの複数のケースを予測・評価していました。具体的な面積については、確認させてください。

(田中委員)

施設の面積が減ったということはわかりました。私が伺っているのは、「自然環境にどのような影響を与えたのか」と考えたときに、改変されたのはどこなのか、要するに「土地改変面積」も減ったのかについて、大雑把で構いませんので教えてください。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

大雑把に言えば、半分にはなっていませんが、減ってはいます。

(田中委員)

具体的な数値は後で教えてください。

(坂本会長)

ということは、改変面積は減ったけど、全体の面積は変わらないということですよ。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

対象事業実施区域と保全する緑地等も含めた全体の範囲になりますけれども、そこは変わってありません。

(坂本会長)

その部分については、今後もそのまま自然環境として残すという理解でよろしいでしょうか。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

改変行為は既に終わっておりますので、今後の開発行為はありません。

(坂本会長)

わかりました。他に御意見・御質問はありますか。
後藤委員、お願いします。

(後藤委員)

13ページに最終処分場の概要について、漏水検知システムが設置されているということですが、今までに、システムが作動したことはあるのでしょうか。

また、システムでどのようにモニタリングをされているのか教えてください。

ださい。

(事業者 (公財) 山梨県環境整備事業団 浅川係長)

漏水検知システムが作動したことは2回ありまして、令和2年3月と令和3年7月になります。システムが作動した理由は、上部遮水シートに、1回目は約2cmの傷、2回目は約7mmの傷が確認されたことによります。この原因は、埋立行為によるものではなく、最終処分場の施工時に何かしらの傷がついたものと考察しております。なお、検知後に上部遮水シートを修復しており、地下水への浸出水の漏水は全く確認されておられません。

モニタリングの方法については、1日に2回、朝と昼に漏洩がないかスクリーニングといたしますか、検査して、モニターにその結果が打ち出されるので、それを職員が確認しております。

(坂本会長)

どういうシステムなのでしょう。

(事業者 (公財) 山梨県環境整備事業団 浅川係長)

電流を使って漏水を監視するシステムとなっております。遮水シートの上下に約200個の電極が配置されており、遮水シートに損傷がある場合は、漏洩電流を検知して、その損傷箇所を高い精度で解析できるようなシステムとなっております。

(坂本会長)

先ほど説明のあった検知されたというのは、廃棄物を埋め立てる前の話ですか。

(事業者 (公財) 山梨県環境整備事業団 浅川係長)

どちらの場所についても、埋立作業によりショベルが当たるとか、そういう可能性がないような場所であったため、処分場施工時に何かしらの傷がついたものではないかと推察しております。

(坂本会長)

廃棄物を埋め立てたから、その影響で検知されたということでしょうか。遮水シートに傷がついていただけでは検知されないということですか。それとも、浸出水でなくても、水があったら検知されるということ

ですか。

(事業者 (公財) 山梨県環境整備事業団 浅川係長)

遮水シートは普段は水を通しません、そこに微細でも傷があるとそこを水分が通り、電流が流れることで、そういった細かい傷を検知することができるシステムになっております。

(坂本会長)

わかりました。

次に、排水について確認しますが、最終処分場の処理計画について説明をいただきましたが、ガス化溶融施設からは排水は出ないということでしょうか。

(事業者 神鋼環境メンテナンス(株) 和智総括責任者)

神鋼環境メンテナンスの和智と申します。

クリーンセンターの中にも排水設備がありまして、場内で発生した排水を排水設備で処理して、下水道に放流しております。

(坂本会長)

ガス化溶融施設から出てくる排水も、別個ある排水処理施設で処理して下水道に放流しているということですね。

後藤委員、それでよろしいでしょうか。

他に事業者説明資料1について、御質問等ありますか。

小林(拓)委員、お願いします。

(小林(拓)会長)

熱回収設備で発電されていますが、熱回収率を教えてください。

(事業者 神鋼環境メンテナンス(株) 和智総括責任者)

熱回収率に関しては即答できませんので、追って回答させていただきます。

(坂本会長)

他にいかがでしょうか。

もう1点確認ですが、漏水検知システムで監視しているということですが、地下水そのものの観測は行っていますか。

(事業者 (公財) 山梨県環境整備事業団 浅川係長)

地下水につきましても、場内に設置している3つのモニタリング井戸で毎月監視しております。

(坂本会長)

場内ということは、処分場内ということですか。

(事業者 (公財) 山梨県環境整備事業団 浅川係長)

処分場の敷地内です。

(坂本会長)

最終処分場を作るときは、埋立地の上流にモニタリング井戸を設けて、そのモニタリング結果をバックグラウンドとし、埋立地の下流にもモニタリング井戸を設けて、そこをモニタリングしていくのが一般的であると思いますが、そういう観点でいかがですか。

(事業者 (公財) 山梨県環境整備事業団 浅川係長)

地下水のモニタリングは、最終処分場の施工中も行っていましたが、工事中に残っていた3つのモニタリング井戸を、そのまま維持管理に活用しております。

1つ目の井戸は、埋立地の上流側に設置しており、こちらは先ほど会長もおっしゃっていたとおり、バックグラウンドとして、埋立地に運んだ灰の影響を受けない部分の地下水の状態を見るものです。

埋立地の下流側には、2つのモニタリング井戸を設置しております。1つは埋立地の直下に設置しており、こちらは遮水機能に何か不具合があって漏水した際に、地下水汚染が生じていないか早急に発見するためのものです。

もう1つは、事業場の敷地の末端に設置しておりまして、仮に地下水汚染が広がった場合に、近隣の民家への影響を早急に確認するためのものです。

この3つの井戸で地下水のモニタリングを行っております。

(坂本会長)

わかりました。

埋立地は谷の部分にあると思いますが、その水を十分把握できるか

というのは、どこの処分場でも気になるところです。モニタリング井戸の位置をスクリーンに示してください。薄水色のところにモニタリング井戸を3つ設置してあるということですね。

(事業者 (公財) 山梨県環境整備事業団 浅川係長)
そのとおりです。

(坂本会長)
防災調整池はどこですか。

(事業者 (公財) 山梨県環境整備事業団 浅川係長)
スライドの左側にある細長い四角の場所が防災調整池になりまして、その先あたりが事業場の敷地の末端になり、ここに3つ目のモニタリング井戸がございます。

(坂本会長)
防災調整池の水はどこへ放流するのでしょうか。

(事業者 (公財) 山梨県環境整備事業団 浅川係長)
防災調整池の水は、事業場南側に流れている蟹沢川に放流しています。

(坂本会長)
蟹沢川のモニタリングは行っていますか。

(事業者 (公財) 山梨県環境整備事業団 浅川係長)
蟹沢川の水質についても、年1回モニタリングしております。

(坂本会長)
わかりました。
私からはそれぐらいですが、事業者説明資料1について、他に御意見ございますか。なければ、先へ進みたいと思います。
それでは、事業者から、事業者説明資料2及び3について御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)
環境影響評価手続の経緯等を御説明させていただいた上で、今回の完

了報告書の概要を御説明したいと思います。

資料2の2-1ページを御覧ください。環境影響評価手続の経緯を簡単に御説明させていただきます。

今回の環境影響評価は、平成19年5月に方法書の公告縦覧を行いました。その後、9月に方法書に対する知事意見をいただき、平成19年9月から平成21年にかけて自然環境調査等の現況調査を実施しております。また、その中で特に注目する種といたしましては猛禽類のオオタカ、それから当時、非常に希少性の高いと判断された鳥類のミゾゴイや山梨県のレッドデータブックで県内野生絶滅のランクになっておりましたマツバランという植物種を含めて確認されております。オオタカ、ミゾゴイ、マツバランにつきましては、それぞれの専門家の先生方に御指導いただきながら、調査・予測・評価等を進めて参りました。また、事後調査等も含めて、モニタリングを継続しております。

その後、平成23年6月に準備書の公告縦覧を行いまして、同年の11月に準備書に対する知事意見をいただきました。

また、平成24年3月に評価書を知事に提出いたしまして、評価書に対する知事意見として、平成24年5月にミゾゴイの保全等について補足的な意見をいただきました。それらを反映して、平成24年6月に補正評価書を公告縦覧したという経緯です。

その後、平成25年3月に、工事着手届を知事に提出して、平成25年4月から工事中の事後調査等を実施しております。

平成29年1月に、中間報告書を知事に提出いたしまして、事後調査の結果等を報告しました。平成29年6月に中間報告書に対する知事意見として、ビオトープの必要性に関する御意見、マツバラン・タヌキマメ等に関する御意見、それから景観の色彩の選定経緯に関する御意見をいただきました。それらに対する説明資料として、平成29年11月に報告書を提出しております。

その後、平成31年に、全施設が供用状態という中で、供用時の事後調査を実施しております。植栽が安定するであろうと想定しておりました平成31年から令和5年までの5年間の調査を実施して、昨年12月に完了報告書を提出したという経緯になります。

次に、環境影響評価の補正評価書の概要でございます。補正評価書で対象項目としたのが、大気汚染、悪臭、騒音、空気振動、低周波音、振動、水質汚濁、水象、地盤沈下、土壌汚染、日照阻害、陸上植物、陸上動物、水生生物、生態系、景観・風景、人と自然との触れ合い活動の場、廃棄物・発生土、大気汚染物質・水質汚濁物質及び温室効果ガスの19

項目になっております。それぞれの事業と、事業における工事時、それから供用時の影響評価項目との対応関係は、2-2ページの表に示した通りです。これら19項目につきまして、補正評価書までに、調査・予測・評価を実施いたしまして、最終的に補正評価書の段階で、すべての項目で、環境の保全に関する施策との整合性等を満足するという予測結果とまとめておりまして、その後、実施段階において種々の環境保全措置と環境保全のための対策等を講ずることによって、環境への影響を実行可能な限り回避・最小化もしくは代償しているというような評価結果としてまとめてございます。

なお、環境影響評価の実施に当たりましては、あらかじめ環境影響評価の結果によらず、事前に環境に配慮する内容として、環境配慮事項を整理して、事業の影響を低減するということを図っております。ただ、その後、調査・予測・評価の結果、環境への影響が残ると考えられたものに対しましては、環境配慮事項に加えまして、さらに環境影響を低減させる措置、ここでは環境保全措置と整理しておりますけれども、これについて必要に応じて設定してございます。

それらの補正評価書に掲載している内容が、2-3ページ以降に掲載しております。こちらにつきましては、後ほど各項目の実施状況のところで概要を御説明しますので、一旦説明を割愛させていただきます。

次に、事後調査の計画です。先ほども事業計画のところで御説明をさせていただいた通り、環境影響評価の予測・評価を行っていた段階では、実際に施工する事業者、運営する事業者を選定する以前の段階でした。最終的な設計が固まっていない、或いは工事計画が固まっていないという段階であり、種々の計画の内容について未確定だったので、予測・評価の結果には不確実性が含まれていると考えておりました。

また、植物や動物に対して、移植や植栽等の環境保全措置を行いますが、植物や動物が相手のものですから、その効果にはやはり不確実性が含まれると整理しておりました。予測、或いは環境保全措置の効果に不確実性があるものについては、事後調査を実施して、実際の状況を確認していこうという事後調査計画を、補正評価書の段階で策定しておりました。事後調査実施項目を、2-16ページの表に示しており、大気汚染、悪臭、騒音、振動、空気振動、水質、陸上植物、陸上動物、水生生物、廃棄物・発生土でございまして、それぞれ工事中にあるもの、供用時にあるものと整理しておりまして、その理由として、計画条件の不確実性ですとか、保全措置の効果の不確実性という形で整理をさせていただきました。具体的な事後調査の計画を工事中、それから供用時に対して

策定いたしまして、それに基づいて、工事中の平成24年から供用時の令和5年まで事後調査を行っていたということでございます。

また、様々な基準やいろいろな環境保全のための考え方をベースに、工事中それから供用時の影響の程度を判断するための判断基準を設定いたしまして、実際の状況がこれらに対してどうであったのかを事後調査の中で確認していったという経緯でございます。

調査結果等については、後ほど各項目で御説明したいと思います。一旦説明は以上となります。

(坂本会長)

ありがとうございました。

今の御説明は、資料2の19ページまでされたということでよろしいですね。それでは、質疑応答も19ページまでということでお願いします。御質問・御意見ございますか。

御質問等ありませんので、事業者の方は続きを説明してください。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

事業者としては、この後、大気汚染、悪臭、騒音、振動までを一通り御説明しようと考えていたところですが、騒音は午後に回した方がよろしいでしょうか。

(坂本会長)

そうしていただければ、こちらもありがたいと思っています。よろしくお願いいたします。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

大気、悪臭、騒音、振動それから空気振動は、関連性がある項目なので、午後に回させていただきます。

それでは、水質汚濁、水象等の関係を御説明させていただきたいと思っております。資料2の2-31ページを御覧ください。こちらの資料で全体の流れを御説明いたします。それから、資料3の3-8ページを御覧ください。こちらの資料で具体的な環境配慮事項及び環境保全措置について、個別に整理をさせていただいております。お手数ですが、これらの資料2点を確認していただきながら御説明させていただきたいと考えております。

まず、水質汚濁から御説明させていただきます。環境配慮事項につき

ましては、すべて実施させていただいております。資料3の表16を御覧ください。工事中の水質汚濁の環境配慮事項といたしまして、3事業共通の対応でございますけれども、防災調整池を設置いたしまして、工事中の濁水等の流出抑制を行う計画としておりまして、これについては予定通り実施をしております。こちらについては、実施状況の確認のため、水質調査を行っておりますけれども、この結果については、後ほど御説明いたします。環境配慮事項につきましては、濁水の防災調整池、或いは仮設沈砂池の設置は予定通り実施しておりまして、その効果が予定通り発揮できたと思います。防災調整池の2箇所を設置、工事期間中には土砂流出のみ認められる箇所においては仮設沈砂池を設置して、上積み放流というのは記載事項を基本として説明をしております。こちらの状況写真等については、一旦説明の段階では省略させていただきますが、完了報告書の資料編に掲載をしておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

続きまして、供用時の環境配慮事項です。先ほども御質問の中でありましたが、水処理施設の関係です。焼却施設では、できるだけ再利用を行うということ、それから、余剰水については、焼却施設に噴霧するというのを基本に対応しております。生活排水等については公共下水道に放流しております。

それから、最終処分場につきましても、先ほど御説明があった通り、基本的に処理水を公共用水には放流せず、下水道に放流しております。地下水、蟹沢川の水質モニタリングの結果についても、異常がないことを確認しております。また、最終処分場といたしましては、遮水工の設置、それから埋立地の上下流にモニタリング井戸を設置しております。これは補正評価書に掲載していたことを実施しているということです。なお、水質汚濁に関しては、不確実性等の前提がないということで、環境保全措置の計画はしておりませんでした。

続きまして、事後調査の結果について、概要を御説明いたします。事後調査の結果につきましては、先ほどの仮設沈砂池、或いは防災調整池を設置している中で、濁水の結果としてどうなっているかの確認のために、工事前の平成25年、それから工事中の平成26年から28年の造成工事が実施されている段階で調査を実施しております。

降雨時の調査の結果、一部は工事前の影響の予測値を超過していたところもありましたが、その影響は限定的であったと考えております。また、総合的には、当初設定した環境の影響の程度の判断基準を満足していると考えておりまして、工事中の水質汚濁に関する環境影響は生じさ

せていないと考えております。

続きまして、供用時の水質汚濁について、地下水の水質のモニタリングの結果を御説明させていただきたいと思っております。先ほど御説明いたしました埋立地の上流・下流側に設置した地下水のモニタリング井戸の結果です。資料2の2-33ページを御覧ください。表の項目が非常に多いため、数字が小さくなってしまい大変恐縮でございますけれども、ほとんどの物質が不検出、或いは定量下限値未満ということで、地下水に異常が発生していないことは確認できております。このように、工事中及び供用時において、環境保全目標を満足していたと判断していることから、水質汚濁につきまして、事業者としては、環境保全措置の再検討の必要性はないと判断しております。以上が水質汚濁に関わる調査の状況でございます。

続きまして、水象です。水象につきましては、環境配慮事項といたしまして、掘削時の地下水への影響を回避するように、最終処分場の掘削深度は地下水面より高い位置にする、と当初想定しておりました。

ただ、実際のボーリング調査等、或いは設計の段階で、地盤改良のために地下水面より低い位置まで掘削する必要があるということになってございました。そこで、掘削範囲より下流側にモニタリング井戸を設置して、地下水位を確認しながら施工するというをやっております。具体的には、資料3にそれぞれの環境配慮事項等を整理しておきまして、今のことを除きますと、それぞれの環境配慮事項につきましては、計画通り補正評価書に記載していたことを実施しております。

今申しました通り、地盤改良のために地下水面より低い位置まで掘削しましたが、モニタリングしながら工事を行ったところ、地下水の異常な低下は生じていないことが、工事の結果として確認をできております。

水象については、具体的な事後調査の計画をしておりません。ただし、環境配慮事項や環境保全措置の実施状況から、環境影響の程度について、最終的な供用段階としましては、次のように判断しております。1つ目は、施設の存在により地下水下流側の流況の変化ということで、環境保全に関する基準または目標として、「河川の流況に著しい変化を与えないこと」としておりますけれども、防災調整池等の機能により、河川の流況に変化は及ぼしていないことを確認しております。このため、こちらについて環境保全措置の再検討の必要はないと判断しております。また、施設の存在による地下水位及び流れの影響というところで、先ほどの最終処分場の掘削等のことが影響要因となってくるところですけ

れども、そういったことも、地下水位を確認しながら工事を行っていった中で、地下水位の著しい低下は認められなかったため、影響に関する判断の基準を満足していると考えております。このため、環境保全措置の再検討は必要ないと判断しております。

続きまして、地盤沈下です。資料2の2-36ページ、それから資料3の3-10ページを御覧ください。地盤沈下につきましては、環境配慮事項として、ごみ処理施設の冷却水については、「地下水を用いずに上水道を利用します」ということを環境配慮事項としておりまして、その計画通り上水道を利用しております。また、最終処分場については、先ほどの繰り返しになりますが、地盤改良による圧密沈下の可能性がありましたけど、圧密沈下の影響が懸念される粘土層については、地盤改良によって地盤沈下の回避を行っております。環境配慮事項は、一部変更がございますけれども、当初の予定通り実施しております。

また、事後調査については、特に計画してございませんでした。ただ、現時点での環境の影響の程度の判断については、「地盤沈下に伴い周辺住民の生活に著しい影響を与えないこと」という目標に対しては、満足できていると考えてございます。このため、環境保全措置の再検討の必要性はないと判断しております。

続きまして、土壌汚染です。土壌汚染につきましては、資料2の2-37ページ、それから資料3の3-11ページを御覧ください。土壌汚染につきましては、ごみ処理施設の排ガスが着地して、それが土壌の汚染に繋がるのではないかと、という懸念を当初想定しておりました。それに対して、排ガスについては、実行可能なより良い処理施設を導入して、先ほど冒頭御説明しましたように、法規制値より厳しい自主基準値を設定して運転管理を行っております。また、改めて御説明いたしますけれども、大気質のモニタリングの結果から、汚染が確認されませんでしたので、排ガス由来の土壌汚染は生じさせてないと考えております。それから、排ガスの影響を軽減するために、地上高59mの煙突を計画通り設置しております。最終処分場関係の土壌汚染の要因としては、埋め立てる廃棄物が風によって飛散して、周辺の土壌を汚染するのではないかと、という懸念を当初想定しておりました。これについては、即日覆土を行って、廃棄物の飛散を防止しております。これについては、補正評価書のことを基本に実施しております。ただし、中間覆土につきましては、まだその段階になっておらず、令和7年度以降に実施する予定でございます。それから、埋立処分場の周辺の雨水側溝等に、土ぼこり等に含まれる有害物質等が堆積して、周辺の土壌を汚染するのではないかと懸念

していましたが、廃棄物の飛散が抑制されていることから、側溝等へ廃棄物が溜まっているような状況は確認されておりません。なお、維持管理において、側溝等の清掃を常時実施しております。また、最終処分場の土壌、周辺の土壌につきましては、土壌汚染の分析を行っておりまして、汚染がないことを確認しております。

続きまして、土壌汚染の事後調査です。資料2の2-37ページを御覧ください。事後調査につきましては、補正評価書当時、具体的な計画を立ててございませんでした。ただ、先ほども説明しました通り、煙突排ガス由来の有害物質による土壌汚染の懸念があるということで、煙突排ガスの濃度のモニタリングを実施しております。こちらにつきましては、計画値を満足しておりました。それから、埋立廃棄物の飛散のリスクがあるということで、供用時に土壌汚染の分析を行っておりますが、先ほども申した通り、有害物質の発生は確認されなかったということでございます。こうしたことから、環境保全に関わる目標は満足しているというところで、環境保全措置の再検討の必要性はないと判断をしております。

以上、水質汚濁から土壌汚染までの御説明でございました。

(坂本会長)

ありがとうございました。

今日、主に検討するのは資料2の完了報告書の概要ということで、水質汚濁から土壌汚染までの御説明をいただきました。資料3は環境配慮事項の再検討が必要かどうかをまとめたものです。今、御説明いただいたのは、資料2の水質汚濁から土壌汚染までの話ですけど、字が小さいので、委員の皆さんにはもう少し資料を確認していただいて、それから御質問を受けたいと思っています。

資料3について確認ですが、再検討が必要な部分はあったのでしょうか。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

最終的な結論といたしましては、補正評価書に記載した全ての項目において、環境保全措置の再検討の必要性はないと考えております。

(坂本会長)

わかりました。

ということは、資料3は情報がほぼないということですか。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

項目によります。事後調査の検討を細かくやっているものはこちらにかなり概要を載せておりまして、元になっているのは完了報告書の本編を抜粋した形になっております。

(坂本会長)

わかりました。

水質汚濁から土壌汚染までについては、資料3で説明する部分はないということですね。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

事後調査を実施した項目は水質汚濁のみです。

(坂本会長)

わかりました。

そういうことですので、資料3についてはあまり言うことはないかもしれません。

それでは、水質汚濁、水象、地盤沈下、土壌汚染について、質疑応答をしていきたいと思えます。

小林(拓)委員、お願いします。

(小林(拓)委員)

私は地下水の専門家ではありませんが、2-35ページに最終処分場の掘削深度が地下水面よりも下がったと記載されています。最終処分場はおそらく好気性ですよ。そうすると、通気パイプがあるので、底の面が大気圧になり、地下水が周りから集まってくるのではないかと思いますけど、そのような事象は確認されていないでしょうか。

(坂本会長)

回答をお願いいたします。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

基本的な構造として、遮水シートが地下水面と埋立地の間にあって、底は遮断されております。通気口は、遮水シートより上側の廃棄物が埋まっているところに空気を通すためのものなので、地下水面に圧力がか

からないような構造だと考えています。上に膜が貼ってあって、完全に切れている構造という理解です。

(小林(拓)委員)

おそらく膜が押されるのではないかと思います。膜の上の部分が大気圧になっているので、膜の外側に水圧がかかっていると思います。だから、膜が水圧に押されて、ごみ側に押されるようなイメージですが、その圧力によって想定とは逆側に力がかかり、例えば、何かがあると底の隙間から逆にごみの方に地下水が流入してしまうとか、そのようなことは想定されないのでしょうか。

(事業者 (株)エイト日本技術開発 大谷氏)

基本的には、浮力というかですね、それには耐えるように複数の層で構成されております。

(事業者 (公財)山梨県環境整備事業団 浅川係長)

遮水構造については、二重の遮水シートの下の底板部に透水性の低い水密アスファルトコンクリートというコンクリートを厚さ5cmで設置しております。三重の遮水構造になっております。底板部の方がコンクリートになっているので、そういった外圧に対しても、ある程度耐えうるような構造であると思います。

(坂本会長)

今の話で、水量的には確認できているのでしょうか。こちらとしては、そういうふうにしてあると言われても、疑ってかかるのが仕事です。モニタリングした結果、雨が降っている時の水量は、浸出水の量はそこそこで、他から入ってきた感じはしないみたいになってはいますか。今答えられなければ、次回でも構いません。こちらとしては、何を作ってもどうせ穴があいたりするだろうというのを前提として考えますので、その辺も気になるということです。

(事業者 (公財)山梨県環境整備事業団 浅川係長)

遮水構造の周りの地下水が、埋立地の中に入ってくるようなことがないか、という御質問でよろしいでしょうか。

(坂本会長)

そうです。

(事業者 (公財) 山梨県環境整備事業団 浅川係長)

冒頭で説明したとおり、遮水シートを水が経路するような事象が起こると、漏水検知システムで検知されますが、そのような事象は確認されておりません。特に下側の遮水シートが何か傷などで漏水があったということはこれまで1度も確認されたことがないので、地下水層側から埋立地の中に水の浸入があったというのは、これまで漏水検知システムの検知という観点からはなかったと判断しております。

(坂本会長)

わかりました。

小林(拓)委員、そういうことで了解とさせていただきます。

岩田委員、お願いします。

(岩田委員)

山梨大学の岩田です。水質汚濁の懸濁物質の濃度の評価についてお伺いしたいと思います。工事中の懸濁物質の濃度が、予測値の範囲内に収まっているので問題がなかったという評価をされていると思います。濃度を見ますと、棚田環境を流れる河川としては、それほど異常な高さではないと私も思いますけれども、評価の仕方として、環境影響評価時に、2回の降雨時の採水を行って、その時の高い方の懸濁物質の濃度を予測値として、それより下回っていれば問題ないというような判断をされていますが、実際には降雨強度が違う状況下で、また降雨の履歴なども影響していると思いますが、環境影響評価時の浮遊物質濃度はかなりのレンジがありまして、その1回目を例えば指標としてしまうと、どれも工事の影響がありというふうな判断になってしまうようなことになるかと思います。なので、予測値の設定の仕方いかんによって、いかようにも解釈ができるような評価の仕方になっているのではないかと思います。実際には、環境影響評価時の浮遊物質濃度にも幅があるということも踏まえて、工事中の調査結果を解釈すべきだろうと思って、この図を見ましたが、そのあたりいかがでしょうか。

(坂本会長)

事業者の方は、回答をお願いします。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

御指摘の通りの部分があるかと思えます。降雨時の水質につきましては、環境基準が当てはめられないところもございまして、何をもって評価の基準にするのか判断に迷うところがございました。そうした中で、工事前の事前の水質調査を行って、その時の浮遊物質濃度を判断の基準にしておりますが、確かにこのときの値である110と設定しているので、若干緩いのではないかという御指摘をいただくのは理解できるところでございます。ただ、100というレンジで考えると、それほどこういった基準を設定しておきながら、矛盾があるようになってしまいますが、100前後というところであれば、ある程度現実的には著しい汚濁ではないだろうというところもございましたので、その目安として使わせていただいたというところがございまして、御指摘のように、あやふやなところがあるのは、御指摘の通りかと思えます。

以上でございまして。

(岩田委員)

ありがとうございます。

そうしますと、私も濃度レベルで評価された方がいいのではないかなと思えますので、予測値を下回っているか否かというよりは、予測値にも幅があるということ、またこういった河川に生息しているような生物等に対する影響は、それほど甚大ではないと思われるレベルに収まっているというような形の評価の仕方、記載の仕方の方が適切ではないかと考えました。以上です。

(坂本会長)

他にいかがでしょうか。

私からもう1点確認ですが、地下水のモニタリング井戸1、2、3とあるのは、1から2、3で変化があるかどうかを見るためのものであって、電気伝導度と塩化物イオン濃度に変化があるかどうかを判断することが多いと思えます。結果を見ると、やはり下流側の値が高くなっています。この辺について、どのような解釈をされていますか。モニタリングの結果、測定項目は問題ないという説明ですが、浸出水が影響しているかどうかという話は、電気伝導度と塩化物イオン濃度を見るということが主に行われています。それはなぜかという、測定項目に入っていない汚染物質もあるだろうから、それも含めて、上流から下流に変化がない、或いはその変化の意味を説明するときに電気伝導度と塩化物イオン

濃度で話をするのが一般的だと思います。その値が高くなっているのは何かあるということですか。説明をお願いします。

(事業者 (公財) 山梨県環境整備事業団 浅川係長)

御指摘があったように、埋立地下流側のモニタリング井戸2、3の電気伝導度と塩化物イオン濃度が高くなった原因について、平成29年度に調査を行っておりまして、結論から申し上げますと、埋立地の方で地盤改良材を使って施工したことによって、地盤改良材の影響で電気伝導度と塩化物イオン濃度が上昇したのではないかと当時推察しております。今はどちらも50から80ぐらいの値で推移していると思いますが、地盤改良後はもう少し高い値で、一番高いときは100を超えるような時期もありました。これは時間が経つにつれて徐々に減少していきだろうと当時見解を出しており、その予想通り、少し下がった状態で落ち着いているという状況です。上流側に比べて、電気伝導率が少し高い理由は、地盤改良を行ったことが要因ではないかと考察しております。以上です。

(坂本会長)

わかりました。

モニタリング井戸で採っている地下水は同じ地下水と解釈してよろしいですか。

(事業者 (公財) 山梨県環境整備事業団 浅川係長)

モニタリング井戸は、すべて埋立地の直下にある帯水層の水をモニタリングできるような深度となっております。

(坂本会長)

わかりました。

今の話で、令和3年、4年も値が高めかなという気がしたので、同じ水を採っているかどうかの確認をやった方がいいかなという感想を持ちました。

他の委員よろしいですか。水質汚濁、水象、地盤沈下、土壌汚染については、御質問・御意見は今のところで終わったということにさせていただきます。午前中の残りの時間で、日照阻害から廃棄物・発生土のところまで説明をお願いします。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

日照阻害について、資料2は2-69ページを御覧ください。資料3はありません。

補正評価書では、環境配慮事項及び環境保全措置の設定はしておりません。ただ、補正評価書において、今回の事業の中で最も高い焼却施設の煙突の高さと位置について、複数案の比較・評価を行っております。高さについては59m案と100m案、位置については建物の北側の角に建設する案と南側の角に建設する案の複数案の比較を行っております。最終的には、日照阻害の観点から言いますと、高さについては煙突がより低い59m、位置については南側に建設した方が、日照阻害の要因となる敷地の外側に出る煙突の影が小さくなるだろうという評価を行って行っていました。また、その結果については、稲作等に影響がない基準まで十分満足できていると補正評価書の段階ではまとめて行いました。補正評価書のとおり、建物の南側に高さ59mの煙突を設置いたしましたので、日照阻害については、周辺の影響が最小化されているものが完成しております。こうしたことから、環境保全措置の再検討の必要はないと判断をしております。

続きまして、景観です。資料2の2-70ページ、それから資料3の3-28ページを御覧ください。景観については、ごみ処理施設が台地の上にて、周辺から見えやすくなるので、ごみ処理施設を中心的に環境影響評価では検討を行って参りました。まず、補正評価書に記載した環境配慮事項としては、「残地林を確保して周辺の緑地との連続性を確保します」と記載しておりました。これについては、法面の植栽等のことを対応して、ある程度緑化が進んできた中では、影響の軽減が図られていると考えてございます。また、環境配慮事項の3つ目のごみ処理施設の建物の関係について説明します。煙突建物は周辺の里山景観との調和に配慮した色調とする、また形状や壁の分割等については周辺景観との調和を図るというところです。こちらについても、建築物の設計に当たりましては、同様の配慮を行い、建築を行っております。

資料2を御覧ください。環境保全措置については、具体的な環境保全措置は実施しておりません。また、事後調査は特に計画しておりませんが、予測結果と現況の比較から写真撮影を行っております。2-71ページの一番上が補正評価書に載せたシミュレーションです。当時、建物の高さや形状が具体化されていない段階でしたので、最大となるような建物の高さ等でフォトモンタージュを作成しておりました。同じ場所から撮影した実際の写真を下に載せております。写真が厳密に同じ大

きさや角度で撮影できていないところは申し訳ございませんが、御了承いただきたいと思っております。建物完成直後の平成28年10月、それから昨年1月に撮影しており、建物の大きさとしては、当初予測したものよりも小さくなっております。また、色調の見え方等については、写真のような形でして、建物の高さにつきましても、山並みに沿って左側の方が高くなっていくというような形状となっております。次は、反対側の南側から見たものです。一番上がフォトモンタージュです。下の写真が建物完成直後の平成28年、それから昨年1月に撮影した写真でして、予測とほぼ同じ位置に見えておりまして、建物については若干小さく見えているということが確認できております。もう1つ、別の視点からですが、こちらについては手前にある既存建物の陰に隠れるような形で見えてきており、当初シミュレーションにほぼ近い形で確認できておりまして、予測段階における評価結果の通りだと考えております。最後に、搬入路の近くの関係です。こちらについては、現地調査を行った平成22年、23年頃にはまだ樹木が繁茂しておりませんでした。一番上がフォトモンタージュですが、その後事業に関係ない別の建物が建設されたり、道路沿いの植生がかなり成長したりというところで見えてこなかったという結果になっております。こちらについては、事業の影響というか周辺状況の変化によるもので、予測とは合わなかったという結論になったと考えております。そもそも、景観については、補正評価書の中では、山梨県で定めます「美しい県土づくりガイドライン」に掲載されている項目を基本に、それと調和を図るところで、検討を行って参りました。こちらの検討経緯については、中間報告書の段階でも御説明させていただきまして、その後、色彩の検討経緯につきましても、整理させていただきましました。今回の完了報告書の資料編にも、当時の資料を掲載させていただいておりますので、今回は説明を割愛させていただきます。以上の通り、事業者としては、環境保全措置の再検討は必要ないと判断しております。

続きまして、人と自然との触れ合い活動の場です。こちらについては、景観と同様の環境配慮事項・環境保全措置を行っておりますので、説明は割愛をさせていただきます。

事後調査はこちらについても実施しておりませんが、大気質、騒音、振動等も含めて、周辺の人と自然との触れ合いの活動に関する場に対して、影響を生じさせていないと判断をしております。こうしたことから、環境保全措置の再検討の必要性はないと判断しております。

続きまして、廃棄物・発生土です。資料2の2-75ページ、それか

ら資料3の3-29ページを御覧ください。工事中については、表52に示したような環境配慮事項を設定しております。廃棄物については、廃棄物になるような伐採木などは有効活用を行っております。それから、残土については、残土の発生量や搬出先を記録して、適正に処分したことを確認しております。工事中の廃棄物の発生量については、後ほど、事後調査の結果の中で御説明したいと思います。また、供用時も廃棄物の対応を行っております、こちらはどちらかというと、普及啓発というような運営の中での対応ですけれども、分別のための活動や、溶融後に残ったスラグを有効活用するといったことを実施しております、こちらにつきましても、当初の補正評価書に掲載した通り実施できていると考えております。最終処分場についても、同様の減量化等の対応、それから普及啓発等の対応を実施しております。

工事中の廃棄物の発生量の事後調査の結果については、資料2で御説明いたします。2-76ページの表を御覧ください。ごみ処理施設の廃棄物の発生量が22万800m³、最終処分場が10万1316m³という結果になっております。その他の廃棄物の関係は表に示す通りです。こうしたことが、予測の段階と比べてどうであったかと比較したものが、2-77ページの表になっております。予測値については、幅を持っている数字もありますけれども、基本的には予測よりも廃棄物の発生量が少なかったということが確認をされておりますし、適切に処分されていたということでした。なぜ予測値より実際のものが小さかったのかといいますと、予測の段階では施工計画等が詳細に策定されていなかったというところがございますので、かなり危険側の条件を設定していたということが最終的に影響したものだと考えております。

次に、供用時の廃棄物の事後調査の結果です。まず、ごみ処理施設の廃棄物の発生量といたしまして、焼却残渣、不燃残渣、スラグが発生しております。焼却残渣については4,700tほど、スラグについては4,950tほどとなっています。このうちスラグにつきましては、埋め戻し、或いはアスファルトコンクリートの材料ということで、再資源化をしております。それから、最終処分場の廃棄物といたしましては、脱水汚泥が出ております。また、地域振興施設といたしましては、利用者の方が使うような一般的なごみ類が出てきています。そういったものを予測値と比較いたしましても、十分予測の範囲内であったと考えております。こうしたことから、補正評価書で設定した判断基準を満足しているということで、環境保全措置の再検討は必要ないと判断いたしました。

続きまして、大気汚染物質・水質汚濁物質です。こちらについては、大気汚染や水質汚濁の調査・予測・評価と重なってくるところですが、そういった処理が適正に行われているということが確認されておりますので、環境配慮事項は補正評価書に記載していることを基本に実施しておりました。

こちらについて、事後調査は設定されておきませんが、補正評価書で予測した程度のものが、調査の中で確認されておりますので、補正評価書で計画したことに対しては、十分対応できていると整理しております。このため、追加の環境保全措置の検討は必要ないと判断しております。

最後に、温室効果ガスです。こちらについては、焼却施設の熱利用による廃棄物を由来とする発電を実施しております。環境保全措置として実施しております、こちらは補正評価書に掲載していたことが基本的にすべて実施できていることを確認しております。

廃棄物焼却による発電の予測結果との比較ですが、事後調査で確認しており、発電量については、予測値としては4万5000MWh／年に対しまして、5万7000MWh／年とか、5万8000MWh／年という数字になっており、予測よりも十分能力が発揮されていることが確認できております。収支としては、実際には変わってきているところです。このことから、温室効果ガスにつきましても、補正評価書で設定したことが達成できているため、環境保全措置の再検討の必要はないと判断しております。

以上が説明となります。

(坂本会長)

ありがとうございました。

ただ今、日照障害、景観、触れ合い活動等の御説明をいただきましたが、この部分について、御質問・御意見はありますでしょうか。

石井委員、お願いします。

(石井委員)

多分、2回前ぐらいからこういうことを言っていますが、例えば、事業者説明資料1の4ページの右下の写真は、多分近くでドローンを使って撮影したものではないかと思いますが、これではちょっと困るよねと感じております。本来であれば、塗り分けの仕方について検討した結果を、実際に塗ってしまう前に、他の事業だと何らかのお知らせがあったと思いますが、気がついたらこうなっていたということで、これでいい

のかというのがそもそもあって、最初見たときに、「塗り直したほうがいいのではないか」という話をしたと思います。ただ、さすがにそれは無理だろうということなので、資料の方にしっかりと記載してもらおうとか、塗り替えの時期にしっかりと再検討していただきたいという話をしました。それにもかかわらず、今回出していただいた資料には「適切だ」というような書き方をされています。受注者の立場としては「適切ではない」とは書けないのですが、これをもって「適切だ」と言い切ってもらったら困るなというのがあるので、「完了報告書にはもう少し工夫して書いてもらえませんか」というのがコメントです。

煙突の位置を決めたのはこれでいいと思いますが、塗り分けについてはいろいろな塗り分けの仕方があるわけで、それを幾つか検討した上で「これに決まりました」というストーリーがないですよね。「このように塗り分けたので、これでいいじゃないですか」となっていますよね。これで山並に合っているとと言われても、どこが山並に合っているのかよくわかりません。多分、稜線を模した曲線になっているというつもりでしょうが、遠くから見たらどう見たって稜線に合っていないし、さらに言うと、この写真でもわかりますが、煙突も同じように塗り分けているから、稜線の上にもう1回出てきてしまっていますよね。「これはおかしい」と感じてもらいたいなというのがあって、全体としてボリュームが小さくなったのはもちろん景観的にはプラスだし、それから最終処分場が小さくなって、緑地の部分が残っているということに関しても、確かに景観としては問題ないですけど、建屋の塗り分けだけは「もう少ししっかりやる」ということを含めた表現の報告書にしてもらいたいというのが希望です。よろしくお願いします。

(坂本会長)

今の御指摘について何か御返事ありますか。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

環境影響評価の中で、どこまで意匠を評価するのは、現実的には難しいところがあります。今回、その点が御指摘のポイントなのかなという理解ではおりますが、冒頭から御説明しているように、環境影響評価の段階では、事業者も決まっておらず、設計もできてない中で、方針だけを元に、危険側で予測・評価して、最終的な事後調査等で確認するという流れが基本であると思っています。

そういった不確実なものがある中で、最終的にできたものを確認する

というところなので、「明確な何かの基準を超えている」という評価は非常に理解しやすいところがありますが、デザインについては、どのような基準で評価をするのかというのはなかなか難しいところがあるので、先生の御指摘はごもっともな部分は当然あるかと思いますが、環境影響評価の範囲で、どこまで対応できるのかは少し考えさせていただければと思っております。

(坂本会長)

環境影響評価の範囲とおっしゃられましたが、既にできてしまっており、環境影響評価の範囲を超えてしまっているのです、今後も皆さんの意見をよく聞いて、直すべきところがあったら直していただきたいということだと思います。

私から、資料2の2-71ページと2-72ページについて確認です。一番下の写真が現在の状況であると思いますが、「施設は見えなくなっています」という写真に見えてしまっていますが、いかがですか。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

日の当たり方の問題があります。施設が山の北側に建っているのです、周りから見えるのが、どうしても北側から南側を見るということで、どうしても逆光になってしまって、なかなかうまく撮れないというところなんです。影の部分に入ってしまうと、明るさがずれてきているというのがあります、このように逆行に見えてくるというのが実際のところかと思っております。

(坂本会長)

2-71ページと2-72ページの真ん中の写真が一番いい時に見えるということでしょうか。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

それが建物の壁に光が一番よく当たって見えております。どうしても太陽の角度によっては陰に入ってしまうというような状況でした。

(坂本会長)

この部分について、他に何か御質問・御意見ございますか。大丈夫そうですね。それでは、ちょうど12時になりましたので、午前中の審議を終わらせていただきたいと思います。

事業者の方に確認ですが、動植物のところで、非公開にする部分は、まだはっきりしませんか。どこで区切ったらいいか私もわからないので。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

御用意させていただいた説明資料からは、非公開に相当するような「希少動植物の位置図」などは一旦外しておりますので、説明は全て公開でさせていただき、質疑応答の中で、位置情報を御説明する必要があるのであれば、非公開の中で御回答させていただくような流れとしてさせていただきます。

(坂本会長)

わかりました。

(佐藤委員)

佐藤ですが発言してよろしいですか。

(坂本会長)

佐藤委員、お願いします。

(佐藤委員)

午後に非公開の審議を行うということなので、オオタカとミゾゴイについて発言したいと思っていましたが、事前にいただいた資料では、余りにも地図が不足していて、このままですとどうしても質問事項がすごく多くなる感じがしています。地図に関するところとは、オオタカの巣がどこにあったとか、ミゾゴイの巣がどこにあったとか、そういう関係のことになりますが、これどうしましょうか。過去の資料を探せばあるかもしれませんが、それだと審議会場と整合性が図れないですよ。今は触れませんが、例えば、オオタカについては、アセス開始から完了の令和6年までを網羅した1枚の地図に表示されておられません。これだと、かなり読みとかないと、私ですら困難で、どうしたらいいのかなと思っております。今回の審議会にとって表現方法がよろしくない形に整理されていて、さっきから困ったなど考えていましたが、どう進めますか。

(坂本会長)

騒音とかを先にやりますか。それとも皆さんの出席の感じで動植物を

先にやりますか。

それでは、動植物、生態関係を先にやります。事業者の方は、午後の審議が始まるまでに、公開の部分と非公開の部分についてはっきり分けて説明していただきたいと思います。

(佐藤委員)

そうですね。私も具体的な地名とかお尋ねしたいので、公開・非公開の時間設定をしっかりと区切っていただければありがたいと思います。

(坂本会長)

わかりました。午後は動植物の公開部分を最初にやります。それから非公開の部分に移ります。そのあと、残りの騒音とかについて審議したいと思います。

事業者の方は、準備が必要かもしれませんが、昼休み中にしっかりと準備をしてください。

午後は1時から再開したいので、12時50分ぐらいに皆さんお戻りください。

それでは、一旦閉会といたします。

(坂本会長)

それでは、13時になりましたので午後の部を始めたいと思います。午前中は、水質汚濁、水象、地盤沈下、土壌汚染、日照障害、景観等を審議いたしました。午後は、動植物、生態系の公開部分を審議しまして、そのあと、動植物、生態系の非公開部分を審議します。非公開部分については、一般の方には一旦退室をお願いします。そして、最後に、後で審議することとした、大気汚染、悪臭、騒音、振動の審議をしたいと思います。

それでは、事業者説明をお願いします。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

完了報告書の概要について御説明をいたします。お手元の資料は、資料2の2-38ページからになります。また、同様に資料3の方は、3-12ページからになります。

まず、陸上植物から御説明をいたします。陸上植物の環境配慮事項について御説明をいたします。3-12ページになります。こちらはまず、計画設計段階の環境配慮事項になります。まず、計画設計段階の陸上植

物に対する環境配慮事項の1つ目といたしまして、マツバランを初めとする希少種の環境保全措置及び配慮事項を種々具体的に策定するのですが、それを阻害しない計画にしますということを、全体的な方針の計画設計段階の環境配慮事項の1つ目として挙げております。具体的な対応といたしまして、希少植物の環境保全措置として、まずマツバランについてです。確認当時は山梨県のレッドリストの中で、「野生絶滅」という非常にランクの高い状況でございました。そのマツバランについては最終処分場の区域の中に2箇所の自生地が確認されました。そのうち、1箇所については開発面積から、当初開発される範囲に入っていたのですが、そこから改変区域から除外いたしまして、影響の回避を図ったということでございます。

もう1つは、蟹沢川の上流側に湿地がございますが、そちらの方も当初、改変される可能性があったのですが、そちらの湿地の部分については、改変をしないで保全をするという全体的な方針としました。マツバラン及び湿地のところについては、後ほど、具体的に対応状況を御説明いたしますが、全体としてこのような基本方針で事業を進めていきました。

こちらでも、同じようなことが繰り返し書いてありますが、基本的には陸上植物に関する環境保全措置については実施をしております。ただ1点、最終処分場の跡地利用の検討にあたってフォトモンタージュ等を用いて検討しますということを、補正評価書に記載をしていたところですが、最終処分場の跡地利用計画については、現段階ではまだ進めておりませんので、これについてはやっていないという状況です。

それから最終処分場の計画策定にあたりまして、自然環境の保全に係る専門家からの助言・指導を受けて、その所属氏名等を明らかにして対応するとしたことにつきましては、そのとおり、種々個別の専門家に、具体的に相談をして、御指導・御助言を反映して、ビオトープ等の整備を行って参りました。ビオトープ等の整備についても、後ほど具体的に説明をいたします。

続きまして、ごみ処理施設に係る陸上植物の配慮事項になります。次のページの3-13ページになります。基本的には、先ほどの3施設共通のものが、繰り返し記載されているという形になっております。最終処分場につきましても、同様に繰り返し記載をしているという形でございます。

それから、具体的な工事中の環境保全措置といたしまして植物の移植を実施しております。植物の移植は、適切な季節に移植を行うというこ

とで行いました。

当初は工事の施工中に移植を行う可能性があり、施工計画との調整が必要ということもあったのですが、施工の1年前に、基本的に移植対応して、改変される前に確実に植物の移植適地に移植を行ったという対応をしております。ただ、事後調査の間に、新たに確認をされたタヌキマメという植物につきましては、工事施工中に工事改変区域の中で移植の環境保全措置を行いました。陸上植物の環境保全等措置といたしましては、後ほど事後調査の中で具体的に御説明をしますが、移植等の措置の実施をして、その後のモニタリングを継続的に行っております。これにつきましては補正評価書に記載していたことを基本に実施をしております。以上が植物の環境配慮事項・環境保全措置の実施状況になります。

資料2に戻りまして、具体的な希少種等の事後調査等の対応について説明をして参ります。まず、マツバランにつきましては、野生絶滅ということになっておりましたので、非常に慎重に対応したということでございます。現在はランクが変わりまして、絶滅危惧ⅠA類、これでも非常にランクの高い状態なのですが、ランクが変わったということだけ補足をさせていただきます。マツバランにつきましては、具体的な知事意見もいただいております、マツバランにつきましてはこの2-39ページの上の囲みに示しております。準備書において具体的な知事意見をいただいておりますので、これに対応するような形で進めてまいりました。事後調査を行った中間報告の段階でも、マツバランに対して、具体的な御意見をいただきましたので長期的にモニタリングをして、昨年の令和5年度まで、継続的なモニタリングを行ってまいりました。その状況について御説明をしてまいります。まず、過去の確認状況の一覧表でございます。平成22年にマツバランの初めての確認を行いました。先ほど申したように、2箇所の生息地が確認されました。1つが西側群生地、もう1つが東側群生地ということで、当初は両方とも改変区域に入っていたのですが、そちらのうち、東側群生地を残地森林ということで、手をつけずにそのまま残すという対応といたしました。移植を平成25年に実施をしたのですが、それまで4年間モニタリングをしております、毎年、西側群生地では70、マツバランは、地上部の芽の数を数えておりました、70程度の芽が出ていたということです。また、東側の群生地につきましては、40から70ぐらいの芽が出ていました。そして、平成25年度に移植をしましてその翌年の27年には合計121ありました。その後、毎年増減の変動がありながら、一番多かったのが、令和4年の129です。これは工事が完全に終わった後なのですけれど

も、当初移植した数よりも上回った状況が確認されたというところでした。残念ながら、最新の令和5年につきましては、少し減りまして70という状況ではあるのですが、70から120、30ぐらいまでの規模で変動しております、いろいろな毎年の天候の状況等の変化により、変動しているのだろうというところが想像できるわけですが、ある程度の規模で維持されているということが、この間の調査で確認されております。

また、その他の保全すべき種としてアズマイチゲ、ミゾコウジュ、カワヂシャ、エビネ、ギンラン、コカモメヅルの6種が該当いたします。これらについても、対象事業実施区域の中ですが、改変区域の外側に移植を行っております。こちらの方も一覧表で御説明をいたしますが、こちらは平成26年に移植を行っております、それが表の一番左の個体数になります。その後、平成27年から令和5年まで、モニタリングを行っております。アズマイチゲについては26個体から、最新では10個体と大分減ってしまっているような状況になっております。コカモメヅルについては、6個体だったのが最新では3個体。ミゾコウジュについては、出たり出なかったりというということが、当初はあったのですが、令和3年以降にまとまった数が確認されて、多いときは90個体と確認されています。カワヂシャについても、出たり出なかったりということがありまして、令和4年が一番多く、35個体が確認されたのですが、それ以外は1桁の数で動いていました。

エビネについては、安定をしております、移植した10株がすべて活着をしているという状況です。ギンランにつきましては5株の移植を行いました。移植個体自体は、調査年を追うごとに徐々に減少し、移植個体自体は、もうすべて確認できなくなってしまったのですが、その付近では、自生株2株が確認されているという状況です。

また、タヌキマメにつきましては、工事中に環境が変わったという場所で、出現してきたと考えているところですが、タヌキマメについても、追加の保全措置の実施をしております。タヌキマメについては1年草なので播種を行って、まず初年度は、持ち帰ってプランターで種を増やして、翌年、芽を出したものを移植するという作業をしております。いくつかのコドラートに分けて移植を行っております、移植初年度が令和元年ですが、23個体が最新の令和5年では72個体まで増えている状況でした。

このように、植物については、増減があって安定してない種もございますが、環境保全目標といたしましては陸上植物に対する環境保全措

置・環境配慮事項が実施され保全すべき植物種が、移植保存または現況保存され、生育が良好であること、というような判断基準を設定したというところがありまして、増減はありつつも全く消滅していった種がないこと、多くの種が安定しているということから、この判断基準は満足しているものと考えております。そのため、環境保全措置の再検討の必要性はないと、現時点では事業者としては判断しているというところがございます。植物についてはです。

(坂本会長)

それでは、ここまでの公開部分について、御質問、御意見ありますでしょうか。

田中委員お願いします。

(田中委員)

保全すべき種について移植を試みたということですが、まずは、移植先の場所と人工的にあえて造ったビオトープとの関係性はどうなっているのでしょうか。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

具体的な図面等は、後ほどお示しできるかと思うのですが、まずビオトープとしたのが、もともと地上にあった旧耕作地・水田状のところが放棄されて、湿地状になっていたところと、それに隣接した山を含めて、ビオトープのエリアという設定をしています。移植植物のうち、ミゾコウジュやカワヂシャなど、ある程度湿地が好ましいものは湿地環境、それからエビネ等の樹林地が好ましいものは、山部のビオトープ内に移植しています。

(田中委員)

それでは、移植、モニタリングして、活着がどうだったと調査していますけれども、これはみんな事業者で管理できる土地の話でよろしいですか。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

そうです。

(田中委員)

わかりました。質問したのは、まず、移植先の空間と移植した植物は守られるものでなくてはいけないということです。放置されたら、絶対に他の種に負けてしまいます。ですから、放置しないできちんとケアするのであれば、ある程度まとめて移植ということもありうるのかなと思います。ただし、アズマイチゲを見ていくと、このままだと多分消滅するだろうと思います。そういうものを環境アセスメント調査して、何らかの対策をやって、でも結局は、全部消滅していくという事実。このような流れは何か違うような気がします。たまたま発見した個体に対して、生きている・生きてないという評価も、もちろん重要だとは思いますが、それ以上にハビタット、生育環境、生育空間、つまりビオトープの評価が重要です。本来のビオトープの評価とは、例えばアズマイチゲの場合、アズマイチゲの生存必須条件というのはどのような条件があるのか、次に移植先は生存必須条件に比べてどういうところかの検討があった上で、移植の成否を評価しないといけないと思います。そうでないと、先に話したように、環境アセスメントをやって環境保全措置を行っても、結局は、いつかはみんな無くなっていくことになってしまうと思うのです。

また、趣味の人が植木鉢に植えて、朝から晩まで丁寧に育てるみたいな育て方では、それなりに生育し続けることもできるでしょう。しかし、それは本来の環境保全措置とは少し違うと思いますので、もう少し本来の意味のビオトープ、自然の中での生態系やハビタット等を保全するというような視点が、必要ではないかと思います。そしてそのためには自然の中での生存必須条件を明らかにすることから始まると思います。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

ありがとうございます。先生のおっしゃるとおりの視点は重要だと思っております。しかし、なかなかアズマイチゲ等にそれを指標とするのは、知見も乏しい中で非常に厳しいところも正直ございます。ビオトープについては、もう少し指標として取り扱いやすいような、カエル類、トンボ類、ホタル類を中心に、ビオトープについては整理をしておりますので、後ほど御説明をさせていただきたいと思います。

我々としても、ビオトープは今のところ定期的に事業者の方で維持管理できております。放っておくと、竹林に遷移してしまったりとか、水田跡地がどんどん乾燥化していったりということがありますが、今のところはそういったことはなく、定期的に管理をして、保っているというような状況です。

(坂本会長)

よろしいでしょうか。また非公開の部分で御意見があるかもしれません。

小林委員をお願いします。

(小林(富)委員)

植物が専門の小林です。御説明ありがとうございました。1点、マツバランの資料2-39に、中間報告書に対する知事意見で「生育環境が保全されるよう周辺環境の維持管理に努めること」ということが記載されておりますが、先ほどの田中委員の意見にも関わりますが、マツバランを移植したところが、残置森林と書いてありますが、竹林に移植していると思います。しかし、昨年、現地を見せていただいたときに、竹林自体が荒廃していました。それでは、その竹林を誰が管理していくのでしょうか。少し難しいこともあるのかもしれませんが、そこを移植先としたのであれば、ある程度は竹林に手を入れていかないと、竹林自体が荒れ果てて、結果マツバランが消滅していくということが懸念されます。生育環境が保全されるようにと知事意見で言われていますので、竹林についても気をつけていただければありがたいと思います。

何故かという、発見された当時も、竹が根を張っているところに、マツバランが自生している状況でした。これは、普通は樹木の枝等に着生する種なので、そこに生育しているということが少し不思議でしたし、夏緑性で、冬には上部が消失してしまう、という他のマツバランにはないような特性を持っていたので、そこで何年か世代を重ねる中で、そういう形で生育できるようなスタイルで生き続けているという可能性があるので、そこを大事にしていきたいと思っています。個体数の見方によっては、令和4年までは上昇していますが、令和5年に少しグラフが下向きになったようにも見えます。これは竹林が荒廃して、日照の状況も少し条件が悪くなっているのではないかとということもあるので、その辺を考慮して保全していただきたいということが1点です。

あともう1点、付け加えさせていただくとすれば、先ほどのアズマイチゲ等でも、ある短い期間に生育を完了してしまう植物にとっては、花が咲くかあるいはポリメーター、受粉をしてくれる昆虫がいるかどうかということが、世代を継いでいく上では非常に重要なことです。山梨県のこのような環境アセスで、植物の専門家に意見を聞いたというときに、これは希少種だとか、これは個体数が少ないだとか、これは湿ったとこ

ろに植えればいいのだとか、植物の生態や生活史等のいろいろなことに十分精通している専門家に意見を聞いて対応するのではなくて、希少種やその適した条件がある程度わかるだけの方に聞いているように感じます。それで「よし」としているのも、先ほど別の委員が言われたようなことが起こってくると思います。ビオトープについても、個々の種にとっての状況があまりいいとは言えない状況があると思うので、その辺を十分に考えて、措置をするなんて書かなくてもいいので、できることがあれば、できる範囲で改善をしていただくような、気を使っていただくと、保全が長く続けられるのではないかと思います。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

ありがとうございます。先生から、保全という意味では重要な御指摘をいただいたと思いますし、今後どうやって維持管理を続けていくのかというのは、事業者としてもなかなか大きな問題で悩んでいるところがありますので、具体的な御相談をさせていただく機会を設けていただければありがたいと思っております。

(坂本会長)

今日も、後で御助言みたいのがあったら、改めて皆さんにお聞きしたいと思います。

よろしければ、次の公開の動物の部分について御説明を願います。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

それでは、陸上動物が2-44ページからそして資料3の方は続きまして3-16ページからの説明になります。

陸上動物といたしましては、「保全すべき種」という定義をしている種に対して、事後調査を行っておりますが、それも含めまして環境配慮事項、環境保全措置の実施をしております。まず、環境配慮事項、環境保全措置について説明をしたいと思います。まず計画段階としては、「埋め立て処分場にイノシシ等の野生動物が入ってこない、あるいは掘り起こさないように対策します」ということで、侵入防止柵の設置をしております。その他、工事中の環境配慮事項といたしましては、改変区域周辺の緑地は残置緑地として緩衝帯を残して対応しております。それから、これもビオトープの話 今回の御説明の最後にさせていただきますが、対象事業実施区域の南側に、もともと放棄水田の中を流れていた小河川、蟹沢川という河川がございました。それが最終処分場の谷底部分に位置

して、最終処分場の中心付近に位置するという事で、これを南側に付け替えなければいけないという状況がございました。それに当たりまして付替河川を多自然型護岸という構造で整備をいたしております。ただ、どうしても防災上の観点から、コンクリート等の部分が多い護岸となっておりますので、その生息環境を補強するために、止水域及び流水域のビオトープを併せて設置をしております。こちらについては専門家の先生の御助言をいただきながら、対応いたしております。

その他、工事中のロードキル防止ですとか、夜間照明の配慮等の実施をしております。それからオオタカ等猛禽類に対しましては、どうしても繁殖期に実施をする工事がございましたので、Webカメラを巣の上につけて、オオタカが繁殖している動向が常時監視できるような対応をして、工事の影響が万一あった場合には速やかに動けるような、対策の追加実施をしております。

主な環境配慮事項は、同じようなことの、項目の繰り返しになっておりますので、御説明は割愛をさせていただきます。

また、供用時の環境配慮事項といたしまして、夜間照明が虫を呼び寄せた結果、その虫を捕食するような動物が近づいてくることが考えられましたので、誘引性の低いLEDランプの実施をしております。アセス当初は黄色高圧ナトリウムランプということに記載してはいたのですが、現実的には、普及が進みましたLEDを使いました。基本的に夜間・早朝の工事は実施をしております。そういったところで夜間も含めた工事中の環境配慮を行いつつ、基本的には補正評価書に記載した事項の実施をいたしました。

続きまして環境保全措置ということで、内容としてはほぼ繰り返しにはなってくるのですが、ビオトープを設置しまして、蟹沢川周辺の水辺環境にもともと棲んでいた生物の生息環境を創出したということをしております。具体的な個別の種といたしましては、ミゾゴイについて、毎年工事中も供用時もモニタリングの実施をいたしました。

続いて表39はオオタカの関係になりますが、オオタカについても、毎年繁殖期を中心にモニタリングを行いまして、オオタカ保護連絡会議という事業者が設置した専門家会議を作りまして、そちらに毎年御報告をして事業影響の有無の判断及び評価をしていただきました。この結果、専門家の中から、工事影響があったとか、事業の影響があったというような指摘はなかったという状況です。

それから、モニタリングに対してオオタカの営巣木の分布状況を把握するという項目がございました。しかし、後ほど御説明しますが、この

10数年の調査の中で、オオタカ営巣林は、当初アカマツが数百本生えていたのですが、それが松食い虫による松枯れによってほぼ全滅をいたしまして、営巣林からアカマツがほとんどなくなってしまったという状況でした。そういった中で専門家の助言も受けながら、広葉樹に人工巣を設置して、オオタカの繁殖環境を何とか維持しようと努めました。

あとは、個別の種の対策といたしまして、カヤネズミの生息環境として高茎草木を残すなどの保全措置を実施しています。

また、補正評価書で記載をされていて、実施をしなかったことについて御説明いたします。オオタカの保全に当たりまして、オオタカが建物のガラス面等に衝突する可能性があるというところで、衝突防止のために、猛禽類のシルエットのシールを貼るということを、補正評価書のときには環境保全措置として記載していたのですが、実際には、ガラス面の反射抑制等を行っております。具体的には、内側にスライドを立てて完全に透明に見えない、窓ですがスライドになっていて、物があるように見える、というところで、反射抑制、透過防止によって、オオタカが窓ガラスを認識しやすい配慮をすることに変えたということを行っております。この結果においても、オオタカ等の鳥類、猛禽類が、施設の窓ガラスに衝突するようなことは確認されていないという状況でございます。

それからもう1つ、実証できなかったものとしたしましては、フクロウの保全で、フクロウの捕食対象のねずみ類のえさ場となるような、あるいは隠れ家となるような場所を設置するということですが、実際には林業者によって枯死したアカマツ林が伐採されて、それが玉切り状態で林内にたくさん積まれていたというところで、ほだ場とほぼ類似の環境ができていたということで、事業者としては特に行わなかったということです。

それから、フクロウの保全というところで、フクロウの巣箱を設置するというところで、工事中の対応といたしまして、3箇所にも巣箱を設置いたしました。ただし、その結果、フクロウの利用はなかったという状況でした。その他のところでフクロウの生息確認はされております。

実施しなかったものは以上で、後は基本的には補正評価書に記載していた環境保全措置は実施をしていったという結果です。

その他に、水生生物、生態系にも記載がありますが、ほぼ同じようなことの繰り返しですので、口頭での説明は割愛をさせていただきます。

では、資料2に戻っていただきまして、今、御説明したのが資料2の2-44ページの環境保全措置の実施事項のところまでです。後ほど具

体的に御説明をいたしますけれども、追加の環境保全措置といたしましては、ミゾゴイに配慮するために夜間走行する車両のヘッドライトの照射抑制のための対応をしております。これについては、後ほど御説明をいたします。

では事後調査の結果について御説明をいたします。まずオオタカについてです。オオタカについては御承知のとおり、種の保存法による国内貴重野生生物ですとか、レッドリスト等に記載されていた種でございますので、当時から注目して、調査、予測、評価を行ってまいりました。また、先ほども申しましたとおり、複数の専門家により構成されます、オオタカ保護連絡会議を設置いたしまして、毎年調査結果の御報告と、その後の必要な対応事項の御助言等いただく会議を毎年実施しております。具体的な調査結果と御助言の内容を、2-46ページの表にまとめております。まずは平成20年から調査を始めております。表の真ん中の列が調査結果で、◎が育ちの確認です。△は繁殖活動があったのですが中断。×が繁殖はなかったというような整理です。経年的な状況を見ますと平成20年、21年は繁殖成功です。まだ、これは工事前の段階で、平成22年も工事前の段階なのですが、このときは繁殖が途中で中断したということがございます。平成23年が工事前の段階です。23年は繁殖成功で、24年は工事前の段階なのですが、繁殖行動が確認されなかったという状況です。平成25年から実際の工事が始まっておりまして、それに際しまして、平成24年の段階で、松枯れ等の状況も確認されていたというところと、できるだけ工事区域から遠方にオオタカの繁殖地を誘導した方がいいのではないかと御助言がありまして、御指導のもと人工巢の設置を24年に検討して25年に実施しました。25年の人工巢は、アカマツに3箇所設置をいたしました。ここでは最終的にはオオタカの人工巢をフクロウが利用したという結果でございました。26年は繁殖行動がありませんでした。27年が、最終処分場の工事もあり、最終処分場の工事と、ごみ処理施設の工事が同時期に行なわれていて、オオタカに近いところのエリアとしては工事の最盛期という状況でございました。27年については、工事中ですが2羽の巣立ちが確認されております。28年は途中で抱卵の放棄。29年は、途中まで繁殖行動が見られたのですが、抱卵はされませんでした。30年は途中から抱卵放棄で、繁殖活動を行うのですが、最終的には雛が育たないというような状況が続いておりました。それから、令和元年から供用時の調査になりますけれども、令和元年は工事が終わった段階ですが繁殖行動はなく、令和2年は繁殖動向があったのですが、

具体的な行動はなく、令和3、4年については、令和3年は3羽、令和4年は1羽の巣立ちがあったというところですが、令和5年は、営巣まであったのですが、途中で繁殖がなかったという結果でした。年によって、繁殖したり、しなかったりという状況はありますが、工事の最盛期に繁殖を行っていたり、供用後も、令和3、4年と繁殖成功しているということから、オオタカについての生息環境が維持されているものと考えております。

続いて、ミゾゴイについてです。ミゾゴイについても、環境省のレッドリスト、山梨県のレッドデータブックに記載されている種でございます。調査開始当時は、非常に個体数の少ない種という理由で、重点的に対応していったというところですが、ミゾゴイの採餌環境が湿地になりますので、そういった環境が重要ですので、ビオトープ等の環境保全措置を実施していったところですが、調査結果につきましても、経年的に簡単ではあります御説明をさせていただきます。

まず、平成20年から調査を始めまして、雛を4羽、確認しています。その後、工事実施前の23年までは、鳴き声までは確認できるのですが、雛の巣立ちは確認できませんでした。平成27年までそのような状況が続きまして、平成27年は工事中でしたが、雛3羽の巣立ちを確認しました。平成29年も工事中でしたが、4羽の育ちを確認したという状況です。令和元年以降が3施設の供用時ですが、鳴き声は確認できているのですけれども、地域には飛来しているのですが、営巣はありませんでした。その後もそういったような状況が続いていたところですが、このうち、令和2年に地域振興施設の寺尾の湯を夜間利用する利用者の車両が、甲府側に帰る方はT字路に行って右折をしていっています。そういったところで、T字路の正面にミゾゴイの飛来エリアがありましたので、直接ここをヘッドライトが照射をするというリスクが想定されました。確実に影響があったという判断ではないのですが、影響の低減のために、補正評価書に記載していなかった追加の環境保全措置という形で、こちらの道路のT字路の正面側に遮光ネットを張りました。少し写真が小さくて見づらいのですが、ヘッドライトが照射する正面のところに遮光ネットをあてて、光が山側に届かないように配慮をしました。これを実施した令和3年以降も、ミゾゴイがこの対象事業実施区域の南側の尾根地域に飛来してきているので、効果があったのかどうかということはおき、ヘッドライトの照射の影響がミゾゴイの繁殖あるいは生息に関しての大きな阻害要因ではないと考えております。追加の環境保全措置として、これを実施したというところですが、

その他のレッドリストやレッドデータブック等に記載されている種について、カヤネズミなどの動物について、確認・調査を行っております。この結果、多くの種が確認をされておりますが、タカチホヘビについては、残念ながら調査時には未確認でございました。また、その他昆虫類としまして、アカマダラコガネ、アカアシオオアオカミキリ、ウマノオバチの昆虫類4種が、本事後調査の間では確認されなかったところ です。樹林環境が今後、安定してくると、こういった樹林性の昆虫類が飛来してくることが、期待できるかなと考えているところですが、それまでには、ある程度の時間を要するものかなと今のところ考えております。

以上が陸上動物の調査結果です。

ミゾゴイについては、夜間者の遮光対策として追加の環境保全措置の実施をしておりますが、その他については、昆虫類等で未確認の種はございますけれども、全体としては保全対象種の動物の生息は、維持されているものと考えておりました。影響の判断基準は満足できるものということから、追加の環境保全措置については、今のところ必要ないと判断をしております。

最後に、水生生物、生態系について御説明をいたします。底生生物、生態系の環境保全措置は、動物と一緒に御説明したので、割愛をさせていただきます。事後調査の中で前回の中間報告書のときに、重要な御意見といたしまして、ビオトープの設置に関する御意見をいただきました。そこについて、本日は具体的に御説明をしていきたいと思っております。意見をいただいたのは、このアからカまでの6項目です。「ビオトープの設置にあたっては、事業によってどのような動物種がどの程度影響を受けたか検証し、対象とする動植物の種類、内容、目標等を計画段階で十分に検討すること。」「ビオトープの計画設計にあたっては、当地の水辺環境の特性を活かした、生物多様性が高い内容とすること。」「施工にあたっては、生息している動植物や生息環境に配慮した工法とすること。」「ビオトープの維持管理計画についても、早い段階で検討し、適正な維持管理ができる内容とすること。」「計画・設計・施工・維持管理計画の検討にあたっては、専門家の助言を受けること。」「完了報告書には、これらの検討経緯についてわかりやすく記載すること。」今回の資料は概要版なので、あまり具体的に書けていないのですが、完了報告書には極力具体的にこの辺りも整理をしております。

具体的な今の知事意見への対応という形で、表に整理をさせていただいております。先ほどの田中先生からの御指摘にも関わってるところ

ですが、蟹沢川が付け替えに伴う水辺環境が影響を受ける環境保全措置といたしまして、ビオトープ2箇所を設置することにいたしました。その環境保全措置の生態系の指標種として、補正評価書の生態系で、指標種とし、ハビタットの定量的な評価もした、ヤマアカガエル、ゲンジボタル及びミゾゴイについて選定していたことから、このうちビオトープの指標種としては、ヤマアカガエルを含むカエル類、ゲンジボタルを含むホタル類を指標種といたしました。そういった中で、これらの種が個体数も多いので、ある程度変動しても見えてくると考えております。これらについては、専門家の御助言をいただいて、対応していったところ です。

また、ビオトープの設計にあたっては、2つの環境を考えておりました、砂防ダムの上流に湿地があったのですが、それは谷津田の環境に近いもの。それから、川沿いのところには水辺の林と池の環境ということで、ある程度特徴をはっきりさせたビオトープ2箇所を設置することといたしました。それから施工にあたっては、それぞれの繁殖期を避けたような施工で、実際には夏以降に実施をしました。それから、維持管理につきましても、今の最終処分場の運営管理事業者が維持管理をしているというところでございまして、そういった具体的な管理計画を立てて維持管理を行っております。専門家の御助言については、御指導をいただきながらやっております。それで具体的な専門家のお名前を表に掲載させていただいておりますけれども、本日、いらっしゃっております、委員の北原先生と湯本先生にも御助言をいただいております。後はミゾゴイ含めた希少種ということで、森林総合研究所の川上先生。それからカエル類ということで、基礎生物学研究所の村瀬先生に御助言をいただきつつ、ビオトープの案を具体化させていったところ です。

対応状況の細かいところは、説明を割愛させていただきまして、ビオトープの中身の説明をさせていただきます。ビオトープにつきましては、最終処分の敷地の山側南側に、この水色の線が、もともとの蟹沢川でございました。これを処分場の範囲の外側に付け替えないといけないということがありましたので、こちらの赤線の部分、山際に付け替えて、ここで元の河川に合流をするという付け替えの工事を行っております。それに伴いまして、川の山際のところで、湿地状でもともと放棄水田になっていたところは、谷津田の環境をイメージした湿地状のビオトープ。そして、下流の方は、もう少し明るい環境の中で、開けた川沿いの池と樹林といったようなビオトープと、特徴を持った2箇所のビオトープを設置いたしました。

これが上流側ビオトープのイメージ図です。東1とか北1とか書いてあるのが、もともと田んぼだったところの名残の地形です。こういったところに、水が流れない止水池、流れる場所といったものを作って、ビオトープにしてまいりました。図のように植栽をしております。また、先ほど先生から御指摘あったのですが、この辺りに、保全植物の移植地も用意したというところなんです。断面図として見ると、上流側ビオトープはこのような形で、山に設置した水路としたところなんです。処分場側の方の残地林の方から、マダケ林が残っていて、マツバランの生育地でもあるのですが、マダケがどんどん進出してくることがありましたので、マダケについては、伐採して、これ以上範囲が広がらないように管理をしているという状況です。

同じく下流側のビオトープですが、蟹沢川の付け替えの人工の部分から水を分岐しまして、池とそれに繋がる小水路というところで、周りには大きな樹木というよりは、灌木と草地といった形にしております。このような2箇所を平成30年に実施をいたしまして、その後令和元年以降、モニタリングを行っていきました。モニタリングの対象は先ほどお話をさせていただいたとおり、カエル類、トンボ類、ホタル類でございます。この表でございますけれども、まず一番左の列が、アセス時、工事の始まる前に確認されたカエルの種でございます。アセス時には6種の蛙がおりました。その後、ビオトープ整備後、令和元年の整備直後、整備の翌年は、アズマヒキガエル、ニホンアマガエル、ヤマアカガエル、シュレーゲルアオガエルと4種だけだったのですが、徐々に増えてくる傾向がございます。経年的には、カエル類にとってのビオトープの機能としては安定してきたと考えております。具体的な確認位置を抜粋して御説明しておりますけれども、上流側のビオトープには、産卵して、オタマジャクシの状態、幼生の状態がありました。付け替え河川の中でも、オタマジャクシが確認されておまして、下流のビオトープの中でもカエルが確認されていたという状況です。

次はトンボでございます。トンボにつきましても、平成19年から20年に調査をしたときとの比較です。平成19、20年で、幼虫と成虫が確認できた、この場所で繁殖していたというものが9種。成虫のみを確認した、トンボが飛来していたというのが17種、合わせて26種が確認されました。その後、令和元年以降の調査をしておまして、種数だけで申しますと、全体では、当初22種だったのですが、一番多いときで令和3年には27種になっているということで、若干増加傾向にあるというところなんです。また、確認している幼虫も当初は10種だったの

が14種程度まで増えてきているところで、ビオトープでの繁殖機能もそれなりに維持されている、充実しているものと考えております。種数が増えたから環境がどうというのは厳密には評価できないのですが、単純に種の比較ですと増加したというところです。

それから、具体的な確認位置の例を令和5年の8月の例で、簡単に御説明いたしますと、赤いものが成虫だけ、青いものが幼虫やヤゴが確認されている場所になります。それぞれ記載された数字が確認された個体数になっております。ある程度まとまった個体数が確認されているものも多くございます。ビオトープだけではなくて、付け替え河川の途中途中に、流れを緩くして砂が溜まって草が入るような状況を創出している場所もございまして、そういったところでは、トンボの幼虫・ヤゴも生息しているということが確認されております。ビオトープの指標種の最後といたしましてはホタルでございます。ホタルについてはゲンジボタル、ヘイケボタルを対象に調査をしております。こちらについても、成虫と幼虫とに分けて調査をしております。上の表が上流側ビオトープです。上流側ビオトープでは、令和元年のビオトープ整備直後は、ゲンジボタルとヘイケボタルの成虫の確認だけだったのですが、令和2年以降は幼虫も確認されてございまして、ビオトープが繁殖地として活用されているという状況が確認されております。下流側ビオトープの方は、残念ながら、少し流水水域になっていたり、水が安定しなかったりするといったところもあり、なかなか幼虫の確認もなかったのですが、令和4年にはヘイケボタルの幼虫の確認もされました。その他、付け替え河川の区間の中でも幼虫の確認がありまして、付け替え河川は人工的なコンクリート面が基本で、砂がたまっているようなところですが、そういったところでも利用はされていることが確認されました。以上が調査結果になります。そして、この結果を元に、環境保全措置の再検討のことについてですが、まず影響の判断基準につきましては、陸上動物、水生生物のそれぞれで環境保全措置、環境配慮事項が実施され、それぞれの生息環境が保全されていることというのを補正評価所時点で設定しております。それから付け替え河川関連といたしまして、生態系の環境保全措置の成功基準ということで設定をしております。これにつきましては、付け替え河川及び周辺の緑地でヤマアカガエルをはじめとする、現況の改変前の蟹沢川周辺に確認されたものと同程度の小型動物種が確認されること、また同程度の土壌動物種・量が確認されるという成功基準を設定していたところですが、昆虫類、ホタル、トンボ、カエル類が確認されておりますので、こちらについては成功していると事業者としては判

断しています。このことから、追加的な環境保全措置の必要性はないと判断をしています。説明については以上です。

(坂本会長)

ありがとうございます。動植物、生態系及びビオトープについて、公開できる部分について御説明をいただきました。それでは、その公開の部分について、御意見をお願いします。

田中委員をお願いします。

(田中委員)

細かい情報をいただければいただくほど、いろいろなコメントが無限に出てくるのかなという感じがします。最初に、表にニホンアマガエルと書いてありますが、あれはヤマアカガエルの間違いでしょうか。ニホンアマガエルでしたら結構大変な問題になってしまいますから。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

はい、そうです。失礼いたしました。

(田中委員)

それはわかりましたが、さっきまでのコメントとも関係するのですが、ビオトープという言葉の使い方が非常に偏っているのかなと思います。これまでの御説明では、要するに人工的な、小さな規模のビオトープのことを言っているのですよね。本来のビオトープというのは、エコシステムだとかそういうのと同じぐらいのレベルの用語です。これまでの議論でいうところのビオトープの意味は、むしろハビタットの方が近いと思います。そしてそのビオトープを設置してどうのこうのという話は、人工的なある限られたエリアのことを言っているわけです。しかし、環境アセスメントで取り組まなければならないのは、そのエリア全体の保全です。そのようなエリア全体の視点がまずあるはずなのですが、これまでの御説明だと保全する場所が全体エリアの中で微妙にあっちに行ったり、こっちに行ったりしているということなのです。ここでは一般的に、人工的な、日本語のカタカナのビオトープのことを言っていると考えるとしたらですね、環境アセスメントでは、開発地域全体の中で特に保全すべき生態系を見分けるためには、特に貴重な・脆弱な生物種を見つけて、それらに対する影響評価に絞って対策を行うことが一般的です。全部を守るってことは、開発事業を中止する以外にはできないわけ

ですから。

ところが現実問題として、そうやって環境アセスメントの結果、人間が手をかけて守れるのは、ある一定の小さな場所を人間が決めてそこで保全活動をする、要するに、日本的な小さな人工的なビオトープを創出して保全するぐらいしかできないのですね。だから今回のような状況になってくるのだと思います。そういう意味では、人工的なビオトープというものも、それを開発地域内に作って保全するというのも、実はやらない開発事業の方が多くなかで、今回の事業のようにこれだけのことをやっているのは、大きな前進なのかな、日本の環境アセスメントも少しは良い方向に変わってきたのかなという気はします。非常に良い試みだとは思いますが。ただし、そうすると、この人工ビオトープは、いつまで維持管理するのか、それが問題になります。多分このビオトープと言っている以外の保全対策は、おそらく現実的にはそんなにやらないわけですよ。つまり、ビオトープと言っているところだけがずっと続いていくことになると思います。でもそれは、いつまでケアしていくのでしょうか。

（事業者 （株）エイト日本技術開発 大谷氏）

現在までに確定しているところで、まず御説明をしたいと思います。今、ここの最終処分場の運営維持管理については、言葉が正確ではないかもしれませんが、民間事業者主体で運営されておりまして、その中にこちらのビオトープ、あるいは周辺の樹林も含めた管理が入っておりまして、こちらのその他施設の管理のマニュアルの中にも、ビオトープの管理が含まれております。そして今のところ、令和20年までは確実にやるというところにはなっております。その後先については、すみませんが、まだ具体的には確定してないという状況です。

（田中委員）

ありがとうございます。そうすると、まずわかるのは、ビオトープと言って絞り込んで生態系保全をするところ以外は、結局、いろいろ議論したり、調査したりしているけれども、実際のところは、後は野となれ山となれなのです。本当に絞り込んだ、人工的なビオトープのところも実はいろいろ問題はあるのですが、そもそもそれ以外のところは、今こうやって、中間報告や完了報告があるので、報告されているのですが、そのような公的な手続きがなくなってしまうたら、もう結局はそこがどうなっているのかわからないですよ。だからどうのということ

はなく、それが現実だということを踏まえる必要があるということです。そうするとやっぱり、絞られたその小さなビオトープでも「ベター ザン ナッシング」ですから、それがうまくいくことを考えなきゃいけないと思います。その場合に、成功基準というものが重要になりますが、それについて、問題があります。まず定性的過ぎます。また、指標生物というものがいきなり出てくるのですが、それも、今までいろいろな貴重種に関する話をしていて、いきなり特定の指標種に絞られるという、そのストーリーもわかりません。保全すべきは当該の個体というよりも、むしろその種が生育生息できる生態系・ハビタットを守るのだという観点が重要です。ミゾゴイの話もどこかで消えてしまっているし、その代わりかゲンジボタルとヘイケボタルの話になってしまっている。

ですから、人工的なビオトープをやるのであれば、きちんとしたモニタリングの基準、成功基準を定量的に作らないと多分意味はないと思います。定性的でやらざるを得ない部分もあると思いますが、できるだけ定量的に目標を立てて、それについてもモニタリングしていくことは、まず必要だと思います。本当は自然復元というのは始めたら終わりはないのです。ずっとアダプティブマネジメントで、手を変え、品を変えやっていっても、おそらく20、30年後ぐらいになって、何となく自然に帰すぐらいのもので、日本ではもっと時間がかかるかもしれません。そういうものだと思います。

ですから、成功基準をきちんと作るというときに、例えば先ほどのミゾゴイが気になるわけですが、その生存必須条件がこうなって、こういう餌が必要で、こういう営巣環境が必要ですか、そういうことがきちんとまとめられて、それに対して今どうなっているから、どうなのだという評価が今のところなされていません。

ミゾゴイについて、もう1点です。たまたま後で出てきた光の問題があって、その光に対する対策はどうなのという話になっています。しかし、これも本来だったら、その生息環境の中で、何ルクス以上の、どのような光があったら問題があるのだというような生存必須条件の整理があれば、それ以下に抑えられているとかいないとかの評価ができます。いっぱい聞きたいことがあるのですが、とりあえず、ミゾゴイの生存必須条件みたいなものをきちんとまとめた上でこういうことやっているのですか。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

ミゾゴイの生存必須条件については、HSIモデルを補正評価書にも

掲載させていただいておりました、専門家といたしまして、川上和人先生という方に御指導いただきながら評価をしていっております。ただし、実際、環境に対しての再評価はできていないところがございます。

ただ、検証といたしまして、将来の予測後の定量評価をした、生息環境、ハビタットとして適切な量が高いところに、どうだったのかというところのマップと、ミゾゴイの確認位置を重ねて、供用後も評価として、ハビタットの高いところでミゾゴイが確認されていると、そこも定性的な判断ではあるのですが、そういった検証まではさせていただいております。

(田中委員)

僕もこれについて、1番最初の頃関わっていたのですが、途中で親の介護などがあり、大分抜けてしまったのですが、その時にきっとやられたのだと思いますが、H S Iモデルを補正の評価書の時にされたのですか。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

補正評価書の際に作って記載しております。あと、私個人としては、2、3年前に、アセス学会の方でも結果の報告はさせていただいております。そういった形で、完全な定量評価というわけではないのですが、簡単な検証はしております。

(田中委員)

是非そういう素晴らしい、その種の専門家の先生もいらして、そういう定性的・定量的な基準を明確にされたものがあるのであれば、それを今回のようなモニタリングに有効活用すべきです。H I Sモデルというのは、数式だけとは限りません。さらに言えば、定性的なものも必要で、重要なことはその生物種の生存必須条件が見える化させるということです。そのような素晴らしいことをせっかくやられたのに、今回はそのことはオールクリアされて、全くそれに基づいていない評価をされたということですよ。何となく大丈夫だと。ですから、全域の評価は大変かもしれないですが、少なくともビオトープのエリアだけでも、ミゾゴイのH S Iモデルによる評価の何かそういう工夫をされた方がよしいかと思います。私の意見は、せっかく作られたH S Iモデルがあるのであれば、是非それを有効利用して、モニタリングの結果を評価してくださいということです。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

はい、わかりました。アドバイスを参考にさせていただいて、具体的にどのようにできるのか検討して、可能であればまた御相談させていただきたいと思います。

(坂本会長)

よろしいでしょうか。

それでは佐藤委員お願いします。

(佐藤委員)

公開部分について、私からはオオタカとミゾゴイに関して2点質問です。まず、オオタカについて、資料の2-46ページでこれまでの経年の表があって、その上に文章が6行書いてありますけれども、ここに環境保全措置の効果が得られていると、たった1行にも満たない言葉で書いてあるのですが、いくら概要版とは申せ、何を根拠に、何のデータをもとに、環境保全措置の効果が得られているとしているのでしょうか。これは余りにも文章足らずだと思います。一般の方がこれを読むわけです。専門家の私から見て、下のデータと比べてみても納得は全然できていないのですが、普通の人から見ても、これは「何がどうなの」というようにおそらく感じるのではないかと思います。文章表現の方法で、もしこの裏付けを取った保全措置は効果が得られているというデータがあるのでしたら、差し支えない範囲で、地名等は伏せて、ここに理由を書いていただきたいです。何%このようになっているだとか、繁殖成功率がこうだとか、その数はこうなって経年変化16年の間に多少増減はあったけれども繁殖成功は維持されているのだとか、そういった情報が何かないとなりません。

ミゾゴイところも同じです。2ページ後の2-48にあります、上から5、6行目です。同様に環境保全措置の効果が得られていると考えられると、たった2行で結論を出していますけれども、その下の15、6年分の表を見たときに「えっ、そうなの」と。平成20年から追っていくと、雛が出た回数や巣に関する文言は、たった4年分しかないのです。さらにこの工事期間後には、雛の確認等はされていません。非公開版には巣の位置等が多少表示されていますので、そちらを見ることができ私はいち少し別な評価をしますが、そもそもこの概要版では誰が見たって、工事・事業期間の前半と後半を比べると、巣がなくなっている

のではと思います。これで影響はなかったとしていますが、そんなことはありますか。専門家でない目線でも、私はそう思うので、もう少しきちんとした説明を加えていただく必要があります。このようなことがまかり通るのは変ですという意見です。詳細は、地名等を出してはまずいので、非公開の方でお話したいと思いますが、何年に巣が何個あって、どこにあったということをきちんと調査しているのですから、発見率とか、営巣が成功したとか・しなかったとか、科学的にきちんと数字で表現できると思います。その数字をもって、影響はなかったというのでしたらわかります。こういった生態系上位種については、繁殖が失敗するときも、成功するときもあります。そこは理解していますので、長い年月をせっかくやっているのですから、こうだったということを文書できちんと表現して欲しいという意見です。

(坂本会長)

意見ということですが、それに対して回答ありますか。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

本日の御説明用に作りました完了報告書の概要については、非常に抜粋した結果だけを簡単に示していたものですので、わかりにくいという御指摘は当然のことかと思えます。

(佐藤委員)

口を挟むようではすけれども、それでは概要版にも何にもならないのではないですか。相手は希少種ですから、希少種は問題なかったと、概要版で言ってしまうのでしたら、それは非公開版を見ても問題なかったということではないでしょうか。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

完了報告書の公開版には、非公開版に載せている重要種の確認位置情報以外の調査結果の結論は、全部文章として、具体的に書いておりますので、一般の方が見られる資料としては公開資料という形でも御覧いただけます。

(佐藤委員)

そうですね。事前にいただいた資料を見ましたけれども、非公開版と公開版で内容があまり変わらないと思っています。位置情報も全部公開

されてしまっているのではないですか。

（事業者 （株）エイト日本技術開発 大谷氏）

いいえ、位置情報のうち、特定のオオタカの営巣数ですとか、ミゾゴイの営巣ですとか、特定の植物の移植場所等は、非公開にしています。

（佐藤委員）

例えば、この今の概要版でも、オオタカのところに、諏訪神社という言葉が繰り返し使われていますけれども、諏訪神社って、ものすごく場所が特定されるのですが、これでいいのでしょうか。このようなことを指摘するつもりはありませんでしたが、これでいいのですか。

（事業者 （株）エイト日本技術開発 大谷氏）

評価書もこのような表現をさせていただいておりますので、継続的な表現で記載しております。

（佐藤委員）

問題が大ありだと私は思います。ですので、さっき会議中にもかかわらず、事前にいただいた完了報告書をもう1回見直したのですが、非公開版と公開版で内容はそんなに大きく変わらなくて、かなり場所が特定できてしまうような資料が盛り込まれていると思います。もし事業者さんがそのようにおっしゃるのでしたら、この今の公開の審議で、今の私の発言の時間で、非公開に関する発言しますがよろしいのですか。場所をしゃべってしまうことになりましたが。

（事業者 （株）エイト日本技術開発 大谷氏）

地名は公表しているので、我々としては、地名は差し支えがないと思います。具体的な位置が特定できる情報は非公表だと思いますが、その近辺の地名まで非公表にできないと思っております。もう対象事業実施区域の場所が明らかですので、それ以上の厳密性を持ってやるのは現実的ではないと、私どもは考えています。

（佐藤委員）

直接地名を言わないでお話しますけれども、オオタカにしても、ミゾゴイにしても、この事業地の周辺で、営巣地が長年あるわけなのです。そして、事業者は、アセスメントで今年はどこに巣があったかをきちん

と調べているのです。しかし、私が非常に大変だったが、非公開版を見ますと、せっかく16年分を表にして作ってあるのに、その16年分に対して、初年度から年度ごとの巣の場所と営巣の成否が、1ページで、一目で見ることができるようには作られてはいないのです。全部で16ページに渡って示されているのです。これは、とても見づらくて、これをもってミゾゴイにしろ、オオタカにしろ、繁殖がうまく継続してきたのかというのを確認、評価しなさいというのが、そもそも報告書としては、余りにも不完全なものだろうと思います。私はとても評価できなくて、ぎっと、目の残像のようにしてページをめくっていくと、ミゾゴイについて言えば、明らかに初年度から比較していくと、工事が行われた事業地からどんどん巣の位置が遠ざかっています。ソングポストはある程度近くでも確認されておりますが、ミゾゴイは御存じのように、繁殖していない、いわゆる単独個体というのが数多く存在しており、4、5月に、夜鳴いている声が聞こえたというのは、イコール繁殖ではありません。これは、結構、人家近くでも鳴いたり、場合によっては、公園の中で鳴いたり、東京都内でも鳴いたりということがありますので、これをもって繁殖とは評価できないと思いますので、その辺をきちんと科学的に精査して、何をもって、影響がなかったことを示すのかということが、事業者に求められる責任だと私は思います。しかし、このままでは全くわからないと思います。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

御指摘の意図は理解いたしました。しかし、工事の影響をミゾゴイの確認位置の変化で判断しているわけではないというところが、1つ御理解をいただきたいところです。工事箇所をミゾゴイが気にして、行動が若干変化する可能性に関しては、否定はしてはおりません。しかし、この地域として、ミゾゴイが生息できる環境に対して、事業によって著しい影響は与えていないという前提で考えておりました、何かがミゾゴイの生息に変化を及ぼしたかどうかということについては、科学的に検討できてはいないというのは御指摘のとおりだとは思いますが、しかし、結果として、ミゾゴイが毎年来訪してきています。そして、繁殖行動も十分ではないにしろ、確認されている年もあります。先ほどの定量的な評価が必要というところの議論に戻ってしまう部分はあるのですが、なかなかそこまで厳密化できてないという中では、御理解いただけないという御指摘も当然な部分があるかと思っています。しかし、事業者の中で、最大限の調査という中では、ここまでやれたと事業者側としては

考えているところです。

(佐藤委員)

非公開のときに言おうと思ったことがあるのですが、これは、感覚的な話ではなくて、ごみ処理施設と温泉施設を作ったこの寺尾の丘陵地は、すべて改変されたわけですよ。そして、普通に考えたら、もう生き物が住めるような環境では全然ないです。事業着工前は、例えば、これに隣接した蟹沢川の流域にオオタカもミゾゴイも居たのです。しかし、それはすべて今いなくなりました。ただし、隣の沢にはいます。平たくいえば、そちらへ移ってしまったというか、事業地で繁殖できないからそうなったので、この何十ヘクタールの事業地で甲府盆地という全体で考えたときに、この部分が人間のために改変されて、積極的に利用されて、そして生き物には全く優しくない環境に取って変わってしまったのです。このことをきちんと考えた上で、周辺の保全がなされているかということの評価して欲しいということです。この最終処分場は、20年もすれば満杯になるのだそうですが、また次に、どこかの丘陵を潰して造ればいいのではないかということで、またミゾゴイがいなくなり、オオタカがいなくなる。「こんな繰り返しをやっていいのですか」というのが1番根源にあるのです。私は鳥類の研究者ですが、鳥類、特に希少鳥類と人間とは共生できないつもりでお話をしていますので、共生なんて夢のまた夢ですね。必要な、希少な種がいたのだったら、やはり人間が少し遠慮しなくては駄目ですというのが基本です。植物もそうですけれども、その自然環境と全く同じ条件で、人がビオトープを作ったところで、そこにミゾゴイが来ることなんて多分僅かでしょう。それで寺尾のミゾゴイが今後維持されるわけではありません。「甲府は、この寺尾のミゾゴイを既に失ってしまったのだ」と、観点が違うと思いますけれども、私たち生物を研究する人間はそういう目で見えていますので、可能な限り残すことができるよう配慮してやっていくというのが、山梨県の責任でもありますし、4市の責任でもありますし、事業者さんの責任でもあると思います。ですから、そこは真摯に、科学的にデータを解析してこうだったと、駄目になりましたというのであれば、正直に駄目になりましたと言って欲しいです。そうしないと、山梨県の人には全然浮かばれないと思います。

(坂本会長)

コメントとも取られますが、何か事業者から言うことはありますか。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

事業者は、県とか市の関わりも当然いろいろあるのですけれども、今回は、この施設の整備・運営の事業者として、実施可能な中での最大限の環境配慮、環境保全に努めているという立場でやっております。そういったところで、御理解をいただければとは考えております。

(佐藤委員)

ですから、しつこいですが、今回のこの概要版で「影響がなかった」と書くのをやめてください。私は、「影響はあった」と思いますので、これは書き過ぎだと思います。もし反論があるのであれば、こういう理由で影響はなかったと、きちんとデータを示してから、概要版といえども数値を示して書いてください。

(坂本会長)

今日の結論のなかで、多分またお願いすることになると思いますが、そのつもりでいてください。

田中委員お願いします。

(田中委員)

今までのお話でも、成功基準の話を申し上げましたけれども、結局、いくらモニタリングを定量的に一生懸命やっても、実は評価できないのですね。それは、最初に、評価の定量的な基準がないところで定量的にモニタリングしても評価できないからです。環境基準みたいものを、野生生物や生態系で造るのは難しいので、各国みんな困っているわけです。けれども、その中に1つあるのは、先程のミゾゴイの例のように野生生物種に関するHSIモデルです。例えば、何ルクス以上の光が照射されたのであれば悪影響を被るといような基準を集めた文書です。ですからその中に定量的基準があれば、その項目については、少なくともモニタリングして、それより上回ったとか、下回ったとか、それは絶対的な評価とはいえないかもしれませんが、一定の判断基準が可能になります。そのような基準無しに、影響はなかったとか、環境保全措置はうまくいったとかいうことを、準備書や評価書の段階でこれまでの日本の環境アセスメントではずっとやってきているわけです。したがって、この完了報告書の段階になって、より定量的な評価をやるというのはなかなか難しいでしょう。準備書段階で、定量的な目標をきちんと作らないか

ら、このような問題が毎回起こってしまうわけです。ですから、今回はその定量的目標、すなわちH S Iモデルを後づけでもいいから明示して、それによるモニタリング結果の評価をしない限り、今のような議論は未来永劫続くでしょう。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

おっしゃる通りだと思います。今回、平成25、26年ぐらいの補正評価書で設定をいたしました環境保全の判断基準あるいは成功基準というものが、もう十数年前になってしまっています。そのときのものをベースにこの10年ぐらいの調査をやっているというところで、御指摘のとおり曖昧さはあるのですが、判断基準の反映はしております、冒頭に御説明したとおり、補正評価書で設定をいたしました環境影響の程度の判断基準は、こちらでお示ししている表のとおりです。

(田中委員)

ミゾゴイについては、示しているのでしょうか。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

ミゾゴイに対しては特に明確に示しておりません。

(田中委員)

そんないろいろな種を十把一絡げに評価できるみたいなものが評価基準になるわけがありません。そういう評価は「環境アセスメント」と言われてしまいます。もう少し具体的にしなければなりません。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

御指摘はごもっともだと思うのですが、補正評価書の時点で、こういう判断基準の設定をして、非常に定性的な表現ではあるのですが、これに基づいてアセスメントの補正評価書が終わったという中で、事後調査をやってきたという経緯がありました。そのため、初めのところでもう少し明確なことができていれば、いろいろな具体的な調査も含めて、いろいろ検討ができたとは思いますが、このような定性的な目標をもとに、確認をしていたという中で、このような全体として定性的な評価になっているという状況です。私も十数年前に、検討したので、反省すべき部分はあるかと思うのですが、そういったところが実情でございます。

(坂本会長)

よろしいでしょうか。後でまたお願いすることがあるかもしれません。石井委員お願いします。

(石井委員)

今までの話とレベルが全然違って申し訳ないのですが、資料2-50のところ、遮光シートを対策として付けたというのがあったのですが、こういうものを作るときに、これが何かのデザインの要素にできないのかということ、もう少し考えていただく方がいいです。例えば、ちょうど道路の突き当たりなので、道路の案内看板で代用するとかです。それから、もし少しスペースがとれるのであれば、そこに人が入って、環境に関するインフォメーションのボードになっているとか、少しそういうことを細々考えていただくと、全体としてはクオリティが高くなると思いますので、今後よろしくお願いします。

(坂本会長)

今の発言はアドバイス、コメントだと思います。

小林(富)委員お願いします。

(小林(富)委員)

植物の小林です。ビオトープの植生に関して、少し教えていただきたいです。資料2-60ページで、上流のビオトープで、右側の真ん中の黄色いところに、湿地の低茎と大型抽水は現況の植生に合わせるということで、下の左の図の中に「湿地低茎草地 イグサ科など」、「大型抽水植物 ヨシなど」と書いてあるのですが、ここは、現況の植生に合わせて手を入れてないという意味かと思うのですが、その当時のこの植生が記録してあるのでしょうか。どのような植生であったかということが記録してあれば、現在と比較することができますがいかがでしょうか。

もう1点は、下流のビオトープで、水辺の設計のところには植栽に関することが一切書かれていません。池の護岸は石等を配置するだけで、雑草対策をするとか、そのようなことしか書かれていなくて、植栽計画のところでは、目標がいくつか示されているだけです。このビオトープを作るときに、植栽は全くしていなかったということですか。

また、先ほどと同様で、今ビオトープになっているわけですが、ビオトープを作成する以前の植生がきちんと記録してあって、今現在現れて

いる植生と、比較できるのかどうかということ、その2点をお伺いしたいです。何故かという、現地視察をしたときに、ここに配置された石の間にセキショウがあったのです。それは植栽したのか、元からあったものなのか、そういうことがわからないのです。それは、データとして明らかにしておいていただかないと、後々植生を見るときに、人工的なものか、そうでないのかわからなくなってしまいます。この辺はもう人工的なものとして判断するしかないと思うのですが、そのことについてお伺いしたいです。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

環境アセスメントの現況調査のときに、代表的な植生については調査を行っておりますので、ピンポイントでその場所の植生なのかどうかという判定ができるかどうかは難しいですが、確認種のリストはございますので、もともとあったものなのか、なかったものなのかという判定は可能かと思えます。上流側のビオトープも下流側のビオトープも調査範囲に入っております。そして、上流の方は、もともと放棄水田のヨシがかなり密に繁茂していた植生を、かなり明るく伐採しているような状況でございます。下の方の記憶があまりないのですが、下流の方はかなり新たに造成したイメージになっておりますので、下の方はもしかすると、元の調査結果と全く違う環境のものになるかもしれません。

(小林 (富) 委員)

下のビオトープを作るときに、石等を配置するだけでなく植栽をしたという記録はないですか。

(事業者 (公財) 山梨県環境整備事業団 浅川係長)

環境整備事業団の浅川です。こちらのビオトープの植栽は、ビオトープを作った、工事を請け負ったJVに、ある程度の記録はあるかと思えます。また、現地視察の際に御質問いただいたセキショウについては、視察後に確認したところ、ここを整備する際に植えたものであると確認をしております。

(坂本会長)

よろしいでしょうか。
北原委員お願いします。

(北原委員)

今までの審議を聞いていて、ビオトープが目指すものがクリアになっていません。先ほども議論になりましたけれども、事前調査実施時に、山梨県のレッドデータブックに出ているような希少種や生態系の指標種、そういったものをターゲットに置いて、それがビオトープにより、そこに定着することが第1目標だと思います。しかし、最終的には、そういう種だければいいというものではなくて、そこに里山の種多様性、いわゆる生物群集が復元される、そこへ持っていかないとまずいと思います。ですから、植栽計画にしても、もう少し具体的に記載いただきたいです。

私はオムラサキの研究をしていましたので聞きたいのですが、事後調査のところで、完了報告書では、オオムラサキは2019から2023年まで6個体確認できたとしています。そして、先ほどの佐藤委員の話にも共通するのですが、今日の資料の3-24ページにオオムラサキの事後調査結果の概要が出ていて、ここではこのように記載されています。「事後調査の結果、オオムラサキが確認されたことから、環境保全措置の効果により、オオムラサキの繁殖環境が保全されていると考える」と言い切っています。しかし、実際は、2019から2023年にたった6個体です。しかも、確認されたのは成虫です。それで、繁殖環境が保全されていると考えると言い切ってしまうてよいものなのでしょうか。

そして、先ほどモニタリングの議論がありましたけれども、例えばこの6個体というのは、これはおそらく成虫だと思うのですが、どのように調べているのですか。ただ数を調べているだけなのでしょうか。私が言いたいのは、数の他にも、成虫がそこで何をしていたのかということがとても重要で、例えば植栽したクヌギの樹液でミツを吸っていたかとか、あるいは縄張りを張って繁殖行動をしていたとか、あるいはただ飛んできただけだとか、そのような記録を取っていないと、そこがオオムラサキにとってどのようなハビタットになっているのかということは、わからないわけです。この5年間で6個体という数字で、本当に定着したのかどうかというのは非常に難しいと思います。

実はトンボに関しても後で質問しようと思っていたのですが、すべてのライフステージが、いわゆるトンボの場合はヤゴと成虫ですが、これらが記録されて初めてそこがハビタットとして意義があると思うのです。

ですから、成虫だけが確認されても、それはただ分散して来ているだ

けかもしれません。すべてのステージがそこで復元できていることが、とても重要だと思いますので、モニタリングのあり方というか、その点も注目していただいて、やっていく必要があると思います。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

ありがとうございます。対象種によって、モニタリングに対する調査量が大きく異なっている実情がございませう。そういったところでオオムラサキの確認状況が不十分という御指摘は、そのとおりだと思います。少しその辺のバランスが、うまく整っていなかったというところは、御指摘のとおりであると思います。

(坂本会長)

ありがとうございます。ここで事務局に確認ですが、この案件についてこの審議会が関われるのは、次の会議が最後という理解でよろしいですか。わかりました。

そうすると、ビオトープ等のこれから先について、それを確認する組織や機会はあるのでしょうか。無いということですね。ということは、この審議会の知事意見の中で、今後の管理についての具体的な意見を書いてもいいという理解でよろしいですか。

(事務局 野中課長)

アセスの手続きとすると、今回の完了報告書に対して知事意見を出して申し述べるのはおそらく最後になると思いますが、事務局の考えといひますか、本来の考え方として、施設を作るにあたって、ビオトープを作って周辺の環境を保持・創生していこうという考え方でやっているのであれば、未来に向かっての意見というものを、この審議会です出すのは全然問題ないと考えています。

(坂本会長)

わかりました。ということですので、ビオトープのこれから先の話は次回の審議会でも議論して、この審議会として文書で残すという方向で考えたいと思います。

湯本委員お願いします。

(湯本委員)

報告書を見ると、ほぼ考えられる種については確認できていると思ひ

ます。

しかし、カエルというのは、ビオトープの水環境の中に1年間いるわけではなく、基本的には周辺の山との行き来を考えなければなりません。むしろ、山の方で生活する時期の方が長いということを考えてうえで、ビオトープとして作られたものの維持管理をしていただきたいです。

また、先ほど個体数の話が出ていますが、カエルの幼生が2千、3千と確認されたというのは、一卵塊、二卵塊ぐらいの問題であって、この中では個体数が多いという判断はできないと思っています。

モリアオガエルが新しく出てきたという結果もありますが、山梨県ではモリアオガエルの生息地が拡大傾向にあり、中道のシルクの里公園あたりでも確認されていますので、その付近と考えると、増えている部分もあるのではないかと思います。このため、これからどのように変化していったら、確認範囲が減るのか、増えるのか、それから個体数がどうなっていくのかということまで見ていかないと、これが成功したかどうかはわからないと思っています。

(坂本会長)

コメントですが、何かありますか。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

どの段階で評価をするかということだと思っています。ここにお示ししているように、令和元年当初は4種だったものが、毎年増えてきており、繁殖の場所として利用されています。幼生の数自体があまり重要な数値の指標にならないことは承知しているのですが、この上流下流のビオトープ、あるいはその中間の付け替え河川も含めて、毎年繁殖活動が行われていることの確認であって、それがたまたまではなく、ある程度まとまった数があるという結果までなので、その数がいくつ確認されたから多いとか、そのような評価をするつもりはないと考えています。

また、おっしゃったとおり、両生類なので、陸地と水の中を行き来する指標として、周りの山との連続性というのもある程度ビオトープが機能しているという評価と言えるのではと考えています。

また、これが何十年続くかどうかというのは、非常に難しい議論ですし、そもそもここは耕作放棄地で、放棄されていてどんどん竹林が茂ってきています。放置をしていると、今よりも更に単調な環境になっていた可能性もあるというような、いろいろな不確定な状況がある中で、なかなか、何が正しい、何が望ましいというのは、少し言いづらいところ

ではあります。しかし、あくまでも、事業者の中で目指していたものに、まだそれが不十分という御指摘はあろうかとは思いますが、事業者の中で設定していた、定性的な基準ではあるのですが、それに対して、ある程度のものは、ある程度の水準で達成できているというようには、事業者としてはそう評価をしているところです。

(坂本会長)

ありがとうございました。

岩田委員お願いします。

(岩田委員)

山梨大学の岩田です。委員の皆さんが御発言された内容に近いものがあるのですが、いくつか発言させていただきます。

まず、オジロサナエの移植先で個体数が減少したことについて、別事業によるものだという解釈がされているところがあったかと思えます。私経験では、サナエトンボ科というのは、濁りや低酸素にも結構強く、簡単に生きることができるのではと思います。おそらく、上流域で、県の事業で工事をされたと思いますので、情報共有がそもそもされていなかったのではないかとこのところも気になっています。

2つ目は、ビオトープの効果について、先ほどの説明では10年以上前に設定された成功基準には合致しているということで、概ね良好だと判断をされているということなのですが、流水環境の研究をしている私から見て、これは流水環境とは全く違う、異質な環境を創出して代償行為をしているものだと考えています。

生態系をオフセットしている、あるいはひょっとしたら増えているのかもしれないのですが、少なくとも本来環境と比較できるようなデータの提示をしていただいて、それとは異なっているかどうかというようなことも踏まえて、例えば従来の群集とは異なっているものの多様性は増えているとか、そういう客観的な評価ができるようにしていただきたいと思えます。特にトンボやホタルの調査では、発見種数や個体数だけで、努力量あたりの生息数等も少しよくわからない状況であるため、減っているのか増えているのかも判断がしにくいような表示になっていますのでその辺りについて気をつけていただければと思います。

後は、メンテナンスのことで、台風時、上流域のビオトープにメンテナンスが必要となったということが書かれています。上流はもう砂防堰堤ができていますので、いずれすぐ埋まってしまうでしょうし、下流

のビオトープも地形図からすると、南側から合流してくる小支流と旧蟹沢川との合流地点の氾濫域に形成された湿潤地域だと思imasるので、流路を付け替えて取水し、何とか湿地を維持されているとは思いますが、この付け替えた河川と旧南側からの支流との土砂移動で、この氾濫域が継続的に維持されるとはイメージができません。そのため、上流も下流もかなり手を入れていかないと、いずれ喪失してしまうビオトープだろうと思われました。ですので、先ほど坂本会長もおっしゃっていましたが、今後のことも見据えた助言やコメント等がこの完了報告書にあってもいいのではないかと考えているところです。

(坂本会長)

事業者から何かコメントございますか。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

オジロサナエの件について、少し補足説明をさせていただきます。オジロサナエについては、当初、蟹沢川付け替え前の蟹沢川に生息していたものを、隣接する門川へ、事業対象事業実施区域外への移植という行為になっていました。そのため、門川の河川管理上の問題で、中に生えていた植物が全部刈られて、浚渫に近いようなことが行われてしまい、ほぼ、生息環境がなくなってしまったという状況でした。それは事業の工事中の段階でした。その後、蟹沢川の付け替え工事が終わって、ビオトープとの連続的なところの中で調査をして、移植した個体自体の生息環境はなくなってしまったのですけれども、新たに事業区域内の蟹沢川で生息が確認されたという流れになっております。その点だけ少し補足をさせていただきます。

(坂本会長)

岩田委員よろしいでしょうか。

それでは、公開部分の審議はこれまでとしまして、ここからは非公開部分を議論したいと思います。今日の事業者の説明資料には、非公開部分がないということですのでまず、委員から質問していただいて、事業者がそれに答える形で非公開の議論をしたいと思います。

【非公開審議開始】

【非公開審議終了】

(坂本会長)

それでは、最後に大気汚染、騒音、振動等の御説明をお願いします。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

それでは、全般的事項について説明します。資料2の2-20ページ、それから資料3の3-1を御覧ください。全般的事項については、計画・設計段階で、大気汚染等も含めてあらかじめ配慮した事項となります。これについてまず御説明したいと思います。今回、冒頭から御説明しておりますように、環境影響評価の実施段階では、建設、或いは運営の事業者が確定していない段階で手続きを行っておりました。このため、設計、或いは施工等の発注に当たり、「評価書に書いてある環境配慮事項・環境保全措置を使用書に明記します」ということで、補正評価書の実施の担保としておりました。これについては、「補正評価書を添付して、これに記載していることを遵守すること」という契約条件を設定しておりました。また、複数案を当初設定した中で、これまで御説明した「一番影響の少ない案」を結果的に選定できております。

続きまして、大気汚染です。大気汚染については、環境配慮事項として、「工事中の建設機械の稼働に伴う粉じん抑制」や「低排出型の建設機械の使用」を計画しており、その通り実施しております。また、環境配慮事項のうち、供用時の最終処分場の関係ですが、「搬入車両の集中回避を図ります」と書いておりましたが、実際には、1日の平均の搬入車両台数が7台程度と、非常に少ない台数でしたので、集中回避の対応を行う必要性がないと判断し、補正評価書に書いていた事項ではありませんが、実施しておりません。

続きまして、大気汚染の環境保全措置です。大気汚染の環境保全措置としては、粉じんの飛散防止等の対策として散水や路面清掃等を計画しており、適切に実施しております。また、「最終処分場と焼却施設の造成工事の時期が重複する場合は配慮します」と書いており、実際の造成工事の時期は重複しなかったため、集中回避の対策は特に実施しておりません。運行ルート等の管理等は評価書に記載していた通りに実施をいたしました。それから、ごみ処理施設の供用時の運搬車両について、環境影響評価時には最終処分場の第二期工事の造成工事を行う可能性がありましたので、最終処分場の第二期工事とごみ処理施設の搬入車両が重複しないように集中回避を図ることとしていましたが、最終処分場の第二期工事を行わないことになりましたので、集中回避の対策は特に実施しておりません。以上が、環境配慮事項・環境保全措置です。

次に、事後調査です。事後調査の対象として、ごみ処理施設の煙突排ガスに含まれる大気汚染物質の拡散について、供用時に周辺地区で調査を行っております。測定項目としては、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類です。ここまでが、補正評価書に記載していたものです。平成30年に大気汚染防止法が改正され、水銀の排出規制が行われるようになりましたので、こちらについても、調査を行っております。これらの項目について、四季ごとに1週間、現況調査と同じ場所で調査を行いました。現況調査結果、或いは予測・評価結果と比較して、供用時の煙突排ガスが影響を及ぼしているということではなく、基準等は十分守られているという結論でした。煙突排出ガスの濃度については、定期的に分析しており、その結果は資料編に載せておりました。結論としては、自主基準値を十分満足しております。

以上から、環境配慮事項・環境保全措置が適切に行われており、事後調査の結果も問題ありませんでしたので、追加の環境保全措置の検討は必要ないと判断しております。

続きまして、悪臭です。資料3の3-5ページを御覧ください。ごみ処理施設に関する悪臭の発生源としては、「煙突排ガス」と「搬入ごみ」の2つを想定しました。煙突排ガスについては、大気汚染と同じような環境配慮事項・環境保全措置を実施しております。搬入ごみについては、ごみ自体が匂って、それが周辺に漏洩していく可能性考えられましたので、ごみ搬入口の出入口に扉をつけるとか、エアカーテン付けて、空気が外に漏れ出せない等の対応をして悪臭の漏えい防止を図っております。こちらについては、評価書に記載した通り実施しております。最終処分場に関する悪臭についても、搬入された廃棄物が匂う可能性がありましたので、「即日覆土を行います」と計画しており、計画通り実施しております。先ほども説明しましたが、中間覆土は令和7年度に実施する予定としておりますので、まだ実施していません。

次に、事後調査です。調査結果ですが、ごみ処理施設の敷地境界で測定しており、硫化水素を除くすべての項目で定量下限値未満でした。硫化水素のみ一番小さい値が確認されておりますけれども、基準値に比べて十分低いという結果でした。それから、煙突排ガスについて、煙道で直接調査しております。こちらでは、アンモニアと臭気濃度が検出されておりますが、周辺に拡散していく中で希釈されるため、影響がないと判断しております。このような、環境配慮事項・環境保全措置の実施状況・事後調査の結果で、当初設定していましたが目標を満足しているというところで、追加の環境保全措置の検討は必要ないと判断しております。

最後に、騒音・振動・空気振動です。

騒音の環境配慮事項としては、「建設機械の集中稼働の回避」、「低騒音型機械の採用」を計画しており、補正評価書に記載の通り実施しております。この結果については、工事中に騒音調査を行って確認しております。また、供用時のごみの搬入車両について、「交通ルールの遵守」を計画しており、その通り運営しております。それから、ごみ処理施設の騒音発生機器については、基本的には「屋内に設置」する計画としており、補正評価書に記載の通り実施しております。

続きまして、空気振動の環境配慮事項としては、タービンや発電機など低周波音が出る可能性のある機器については、「室内に設置」する計画としており、補正評価書に記載の通り実施しております。それから、安定したコンクリート基礎等の防止対策も同時に実施しております。さらに、定期点検等も行っておりまして、異常が出たら速やかに対応するという体制を構築しております。

続きまして、振動の環境配慮事項についても同様になっております。

次に、騒音の環境保全措置として、「工事実施区域の住居側に仮囲いを設置し、騒音の影響を低減する」と補正評価書に記載しておりましたが、工事区域と近接民間の距離が200m以上離れており、影響が直接及ばないと判断したことから、近接住居側には仮囲いを設置いたしませんでした。工事区域の外周の一部には仮囲いを設置しておりましたが、隣接民家側には設置していない場所もあったという状況でした。それから、供用時の最終処分場の騒音の状況ですが、運搬車両の運行等に関して計画を立てておりまして、その通り実施をしております。また、第二期工事を実施する場合の環境保全措置も検討しておりましたが、第二期工事が無いということで、こちらについては実施していません。以上が環境配慮事項・環境保全措置になっております。

これらの前提を基に、工事中・供用時の騒音、振動、空気振動の事後調査を実施しております。騒音について、工事中は平成26年、27年、28年の3回、毎年行っておりまして、近隣民家付近で調査した結果、工事中であるにも関わらず、 $L A_{eq}$ で44dB程度、 $L A$ で48dB程度と静穏な状況が保たれている年もありましたし、一番大きかった平成28年ですと、バックグラウンドも多少高いですが、53dB程度とある程度静穏な管理状態だということが確認できております。それから、供用時も近接民家側で測定しており、近接民家側での測定値は、35dB程度となっており、工事中・供用時ともに、環境保全上の目標は十分満足できておりました。

続きまして、振動です。振動の調査も騒音と同時に工事中・供用時に行っております。振動については、平成26年、27年は25dB未満であり、定量下限値未満でした。平成28年度には、一部で28dBと振動計の針が若干動くという状況が確認されましたが、これは人が感じるができない程度の振動なので、全く影響はありません。それから、供用時についても25dB未満であり、人が感じられる振動は発生していない状況でした。

最後に、空気振動です。空気振動については、3分の1オクターブバンドレベル、それから、LGmax、LG5、LG50の調査をしております。その結果、人が感じられたり、ものが動いたりするような空気振動レベルではないことが確認されました。

以上のことから、騒音、振動、空気振動につきましては、追加の環境保全措置の検討の必要ないと判断しております。以上です。

(坂本会長)

以上の御説明について、御質問・御意見はございますか。

小林(拓)委員、お願いします。

(小林(拓)委員)

私の理解が足りていないかもしれませんが、大気汚染の環境配慮事項のところ、供用時の搬入車両の台数が1日7台と説明がありましたが、パッカー車が回らないということですか。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

説明不足ですみません。1日7台というのは、最終処分場の搬入車両台数です。一般ごみの搬入車両の台数はもっと多いです。

(小林(拓)委員)

その影響に関する評価はどこでされていますか。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

一般ごみの搬入車両については、補正評価書の段階では予測・評価を行いました。が、「現況の交通量に比べてそれほど大きくなる」という予測の結果、「影響が生じない」という前提で事後調査は行っていません。

(小林(拓)委員)

影響がないならないで、完了報告書のどこかに数値は記載されているのでしょうか。

(事業者 (株) エイト日本技術開発 大谷氏)

補正評価書の予測値はありますが、その段階で十分低減できているため、事後調査は必要ないということで終わっています。

(小林(拓)委員)

ありがとうございました。

(坂本会長)

他に御質問・御意見はございますか。

高木委員、騒音についてよろしいですか。

(高木委員)

ほとんど問題ないので大丈夫です。

(坂本会長)

わかりました。

それでは、全体の説明と意見交換が終わったということにさせていただきます。

最後に確認ですが、2回目の審議会はいつ頃になりますか。

(事務局 大気水質保全課 樋川課長補佐)

まだ日程は決まっておりません。事業者と調整して決めますが、年度内には開催したいと考えております。

(坂本会長)

知事意見を出すまでの日数は大丈夫ですか。

(事務局 大気水質保全課 樋川課長補佐)

大丈夫です。意見概要書がこれから出てきますので、そこから90日と考えると、早くても4月末以降になります。

(坂本会長)

わかりました。審議会は、3月中か4月前半ぐらいまでに開催すれば問題ありませんね。

それで、そういう面では時間があるみたいですが、次回がこの事業の審議会としての対応は最後になると思っています。今日の審議の様子だと、非公開部分やビオトープについて何か言うかもしれないということを念頭に、事業者の方には準備を進めていただきたいと思っています。準備を進めるに当たって、委員の方に質問したり、アドバイスをもらっておきたいことがありましたら、今聞いてみますけど、いかがでしょうか。

ビオトープについて、そんなに先のことまで話す機会は、この委員会としてもあまりなかったと思いますが、ビオトープについて何か注文が出るとお思いますので、それは意識しておいてください。

ところで、ビオトープはどうする予定ですか。小学校に開放するとか、一般市民が入れるようにするとか、どういう発想でしょうか。

(事業者 山梨県市町村総合事務組合 金田室長)

最終処分場は埋立期間中であり、その後の管理期間も計画上は10年以上あります。

最終処分場の埋立地をどのように跡地利用していくか、あの一帯をどうしていくかという議論はまだしていません。底地の問題もありますが、できれば地域の資産として活用していただくとか、どうやって絵を描いていくという議論はまだ始まっていませんので、将来的にどうしていくかということについては、お答えしかねる部分も多いかなという認識です。

(坂本会長)

今の話だと、最終処分場の埋立期間が、例えば後20年あるとして、その後に管理期間が10年あるということは、少なくとも30年後までビオトープの管理を行うということなのでしょうか。

(事業者 山梨県市町村総合事務組合 金田室長)

今は直接契約で管理を行っていますが、それが令和20年11月末までとなっております。その後は、最終処分場の埋め立ては終わっていますが、管理期間があります。先ほど、10年以上と申し上げましたが、最長で18年ぐらいになると想定しておりますけど、管理の対象となる浸出水の状態によって期間が変わってきますので、今の時点では明確な

時期は申し上げられません。

(坂本会長)

今の時点では、ビオトープを今後どうしていくのか未定ということですか。

(事業者 山梨県市町村総合事務組合 金田室長)

先ほど、委員の方からも御説明がありましたが、いずれ自然に返すことになると思いますが、「日本の場合はどうか」、「期間がかかるのではないか」というようなお話もありましたけど、その辺も現時点では知識も乏しいところもありますので、今後の管理期間の状況を見定めて、議論していくべきではないかと考えております。

(坂本会長)

わかりました。この審議会で、ビオトープについて意見を言うとしたら、令和20年ぐらいまでのつもりで意見を言ってほしいということですね。意見の内容にもよると思いますが、ひょっとしたら、未来永劫どうしようという話になるかもしれません。

(事業者 山梨県市町村総合事務組合 金田室長)

先ほど申し上げました通り、直接的な管理で言えば、令和20年11月までは委託でやっていきますので、その間の御助言という観点から何かアドバイスをいただくとか、そういったことの中で次回また御意見をいただければと思います。

(坂本会長)

わかりました。

事業者から何か御質問はありますか。次の審議会までに、本日委員の方から出た意見を反映した文書を作っていただくこととなりますが、こうした中で、助言していただきたいことがありましたら、次の審議会で発言していただければいいと思います。

それでは、事業内容に関する説明と質疑応答が終了いたしました。事業者の皆様には、本日回答いただけなかった部分については、事務局を通じて回答をお願いします。委員の皆様におかれましては、追加の質問等がございましたら、1月30日までに事務局にお伝えいただき、事業者の皆様には、それを改めてお伝えしますので、お手数ですか、御回答

の作成をお願いいたします。それを踏まえて次回のこの事案についての検討をしたいと思います。

以上をもちまして本日の議題はすべて終了いたしました。事務局お願いします。

(司会 大気水質保全課 齋藤総括課長補佐)

委員の皆様におかれましては、議事進行に御協力いただき、ありがとうございました。坂本会長には、議事の円滑な進行、誠にありがとうございました。

それでは、「3 その他」について、事務局お願いします。

(事務局 大気水質保全課 樋川課長補佐)

事務局より、今後について御説明させていただきます。

今週の月曜日にメールで通知をお送りさせていただきましたが、2週間後の2月4日に次回の審議会の開催を予定しておりますので、御出席いただきますようお願いいたします。内容は、本年度の前半に準備書について御審議をいただいた、「山梨西部広域環境組合 ごみ処理施設整備事業」の評価書となります。評価書自体はまだ公表されておりませんが、近日中には県の方に送付されるという連絡を受けておりますので、県に提出され次第、委員の皆様にお送りさせていただきます。

また、本日の甲府・峡東地域ごみ処理施設等についてになりますが、まず事務局にて議事録を作成し、皆様にお送りいたしますので、御自身の御発言について、誤りがないか御確認いただきますようお願いいたします。事業者におかれましては、事務局の方で、委員からの追加の質問等も踏まえて、取りまとめたものをお送りしますので、それら意見・質問についての回答の作成をお願いいたします。次回についてですが、やはり年度末、年度始となると、会議を開きにくくなりますので、知事意見の期限自体は4月以降となりますけれども、できるだけ年度内、3月の早い時期までには次回の審議会を開催したいと考えております。

年度末のお忙しい中の毎月のような審議会で誠に恐縮ですけれども、御出席について御配慮いただきますようお願いいたします。

事務局からは以上です。

(司会 大気水質保全課 齋藤総括課長補佐)

それでは、以上をもちまして、山梨県環境影響評価等技術審議会を終了いたします。

長時間の御審議ありがとうございました。

(了)